

改正建設業法について

～改正建設業法による価格転嫁・ICT活用・技術者専任合理化を中心に～

国土交通省
不動産・建設経済局 建設業課
令和6年12月

01. 建設業を取り巻く現状

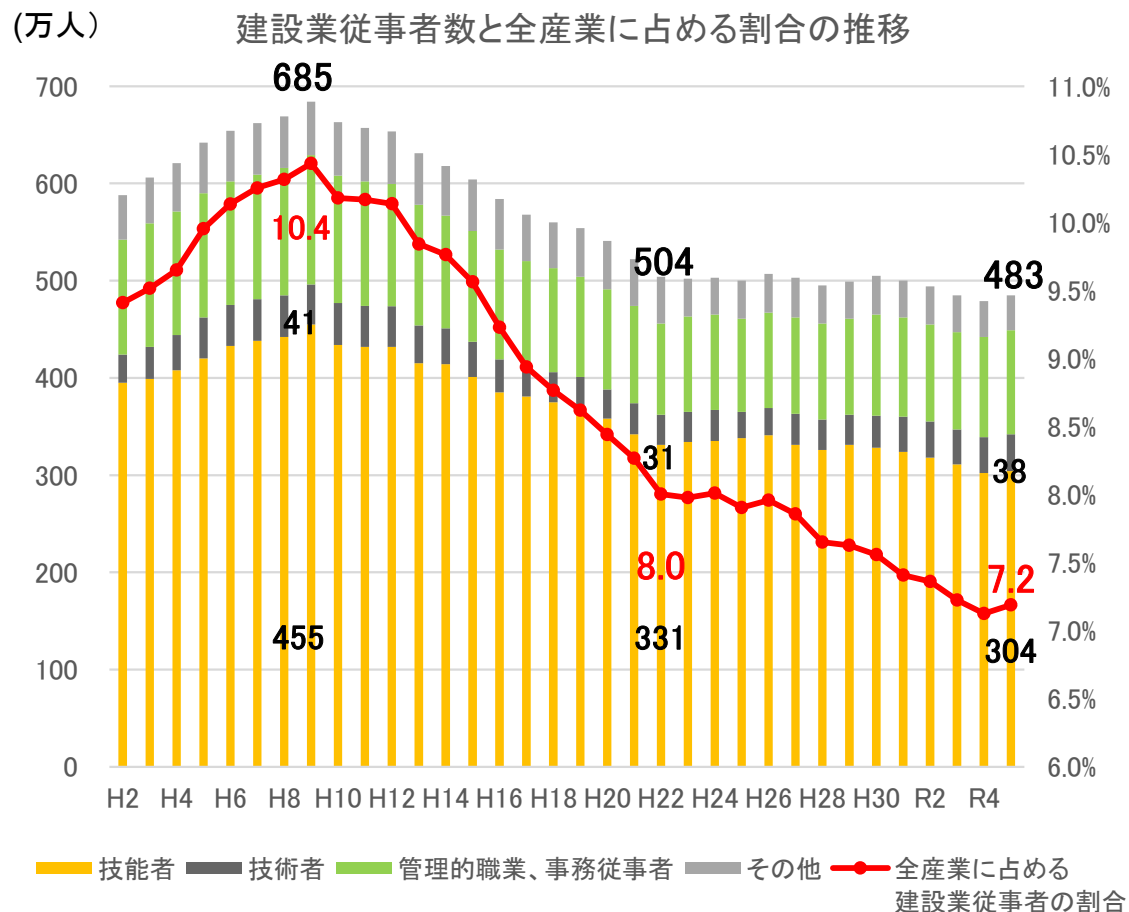
- (1) 建設業就業者の現状 p.2
- (2) 賃金の推移（建設業と他産業との比較） p.3
- (3) 主要建設資材の価格推移 p.4
- (4) 建設業における働き方の現状 p.5

(1)建設業就業者の現状

技能者等の推移

＜就業者数ピーク＞ ＜建設投資ボトム＞ ＜最新＞

- 建設業就業者： 685万人(H9) → 504万人(H22) → 483万人(R5)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 38万人(R5)
- 技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 304万人(R5)

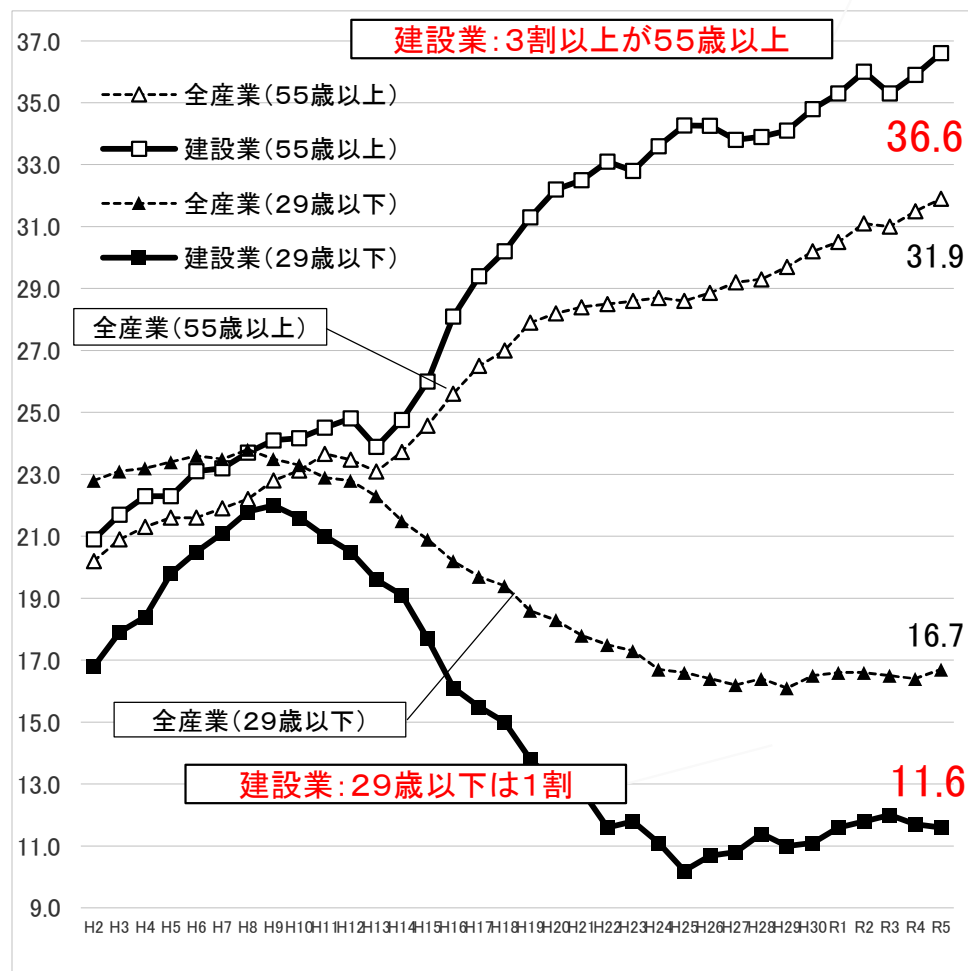


出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出

(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)

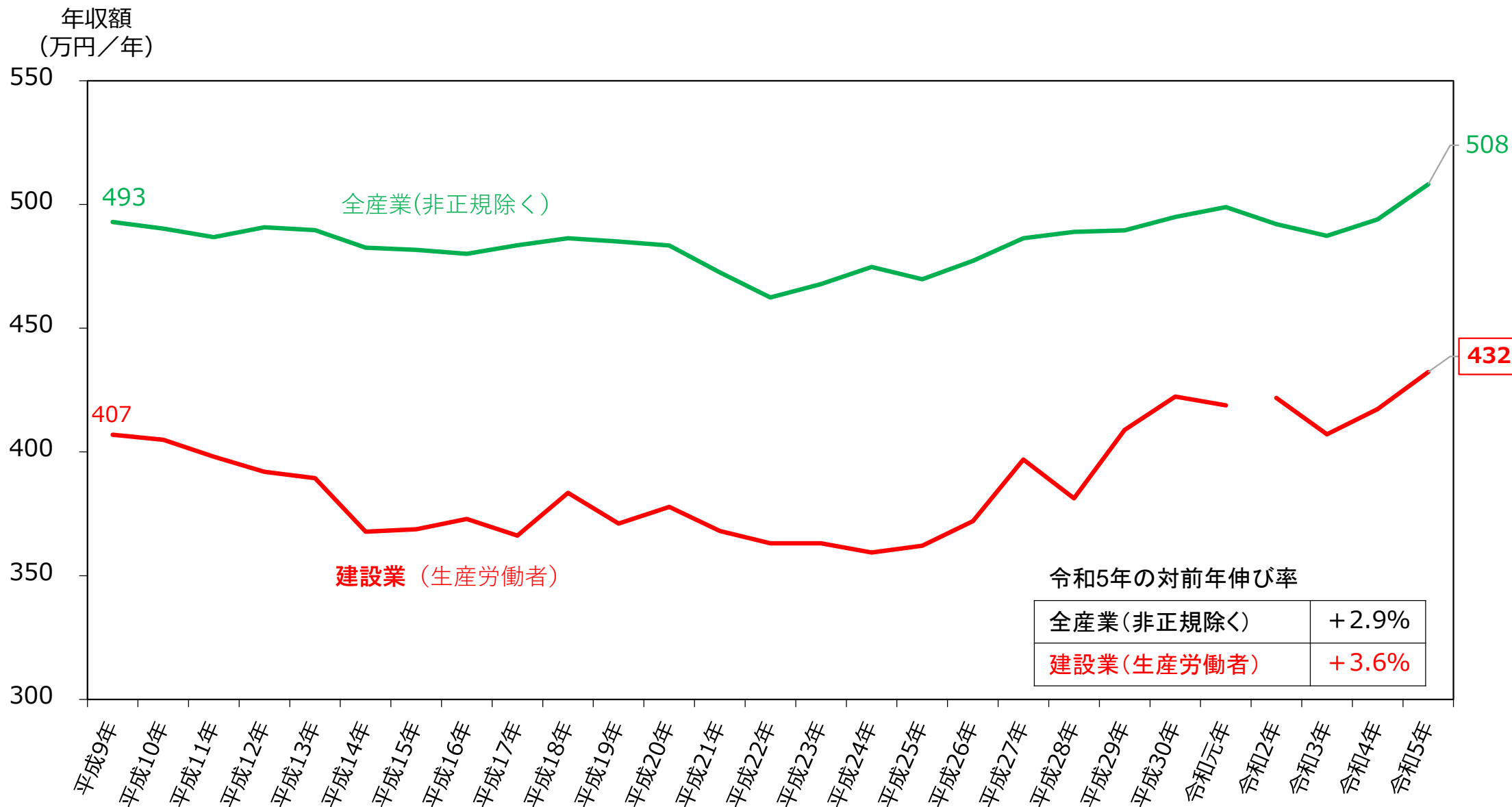
建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が36.6%、29歳以下が11.6%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
- ※実数ベースでは、建設業就業者数のうち令和4年と比較して55歳以上が5万人増加(29歳以下は増減なし)。



出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

(2) 賃金の推移(建設業と他産業との比較)



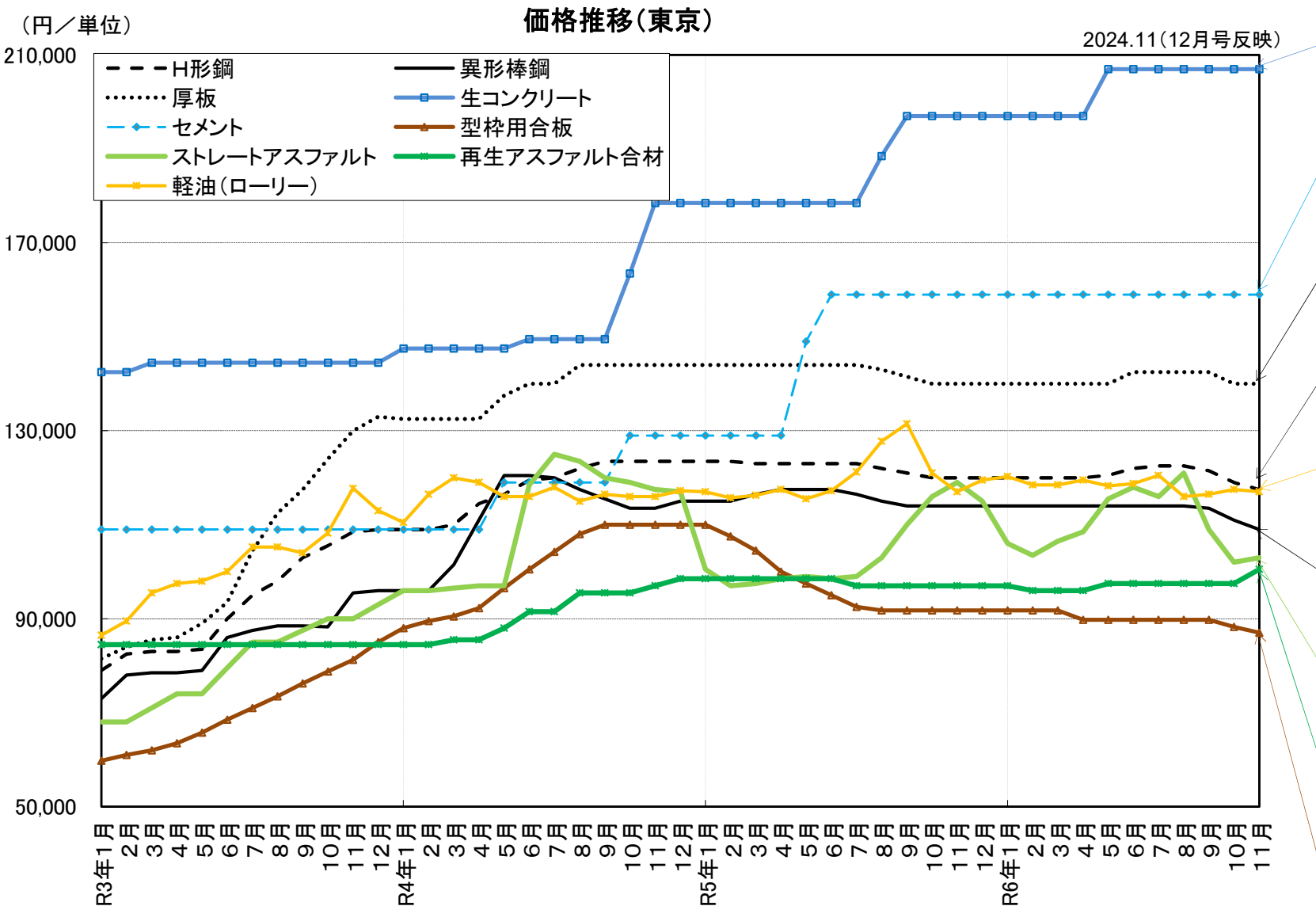
(出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)

※ 年収額＝所定内給与額×12+年間賞与その他特別給与額

- 全産業(非正規除く)のうちH9～H16は、毎月勤労統計調査の全産業(パートタイム労働者除く)における対前年比から推計。
- 建設業(生産労働者)とは、建設現場で直接建設作業に従事する労働者を指す。R2以降は、建設業の「建設・採掘従事者」、「生産工程従事者」、「輸送・機械運転従事者」を加重平均して推計。

(3) 主要建設資材の価格推移

- 2021年(令和3年)後半から原材料費の高騰やエネルギーコストの上昇等により、各建設資材価格が高騰。
- 2023年以降は資材によって傾向は異なるものの、全体としては高止まりが続いている状況。
- 足元では、全国的に生コンクリート・セメントの騰勢が続いており、今後の状況を引き続き注視。



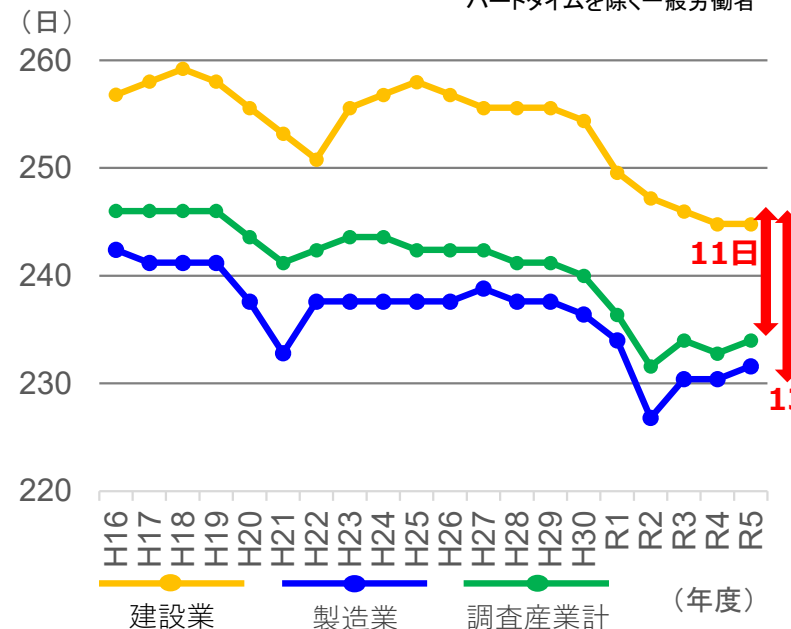
生コンクリート (円/10m ³)	2024年11月 ¥207,000 (+5.1%)	(2023年11月 ¥197,000)
セメント (円/10t)	2024年11月 ¥159,000 (±0.0%)	(2023年11月 ¥159,000)
厚板 (円/t)	2024年11月 ¥140,000 (±0.0%)	(2023年11月 ¥140,000)
H形鋼 (円/t)	2024年11月 ¥117,500 (-2.1%)	(2023年11月 ¥120,000)
軽油 (円/kl)	2024年11月 ¥117,000 (±0.0%)	(2023年11月 ¥117,000)
異形棒鋼 (円/t)	2024年11月 ¥109,000 (-4.4%)	(2023年11月 ¥114,000)
ストレートアスファルト (円/t)	2024年11月 ¥103,000 (-13.4%)	(2023年11月 ¥119,000)
再生アスファルト合材 (円/10t)	2024年11月 ¥100,500 (+3.6%)	(2023年11月 ¥97,000)
型枠用合板 (円/50枚)	2024年11月 ¥87,000 (-5.2%)	(2023年11月 ¥91,750)

※「建設物価」と「積算資料」の平均価格を表示
 出典:「建設物価」(一般財団法人 建設物価調査会)、「積算資料」(一般財団法人 経済調査会)

(4)建設業における働き方の現状

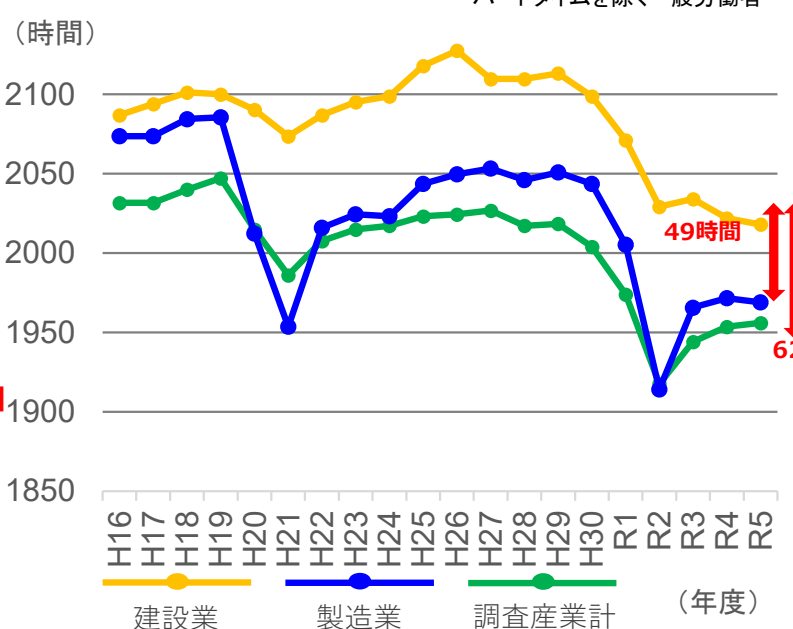
産業別年間出勤日数

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



産業別年間実労働時間

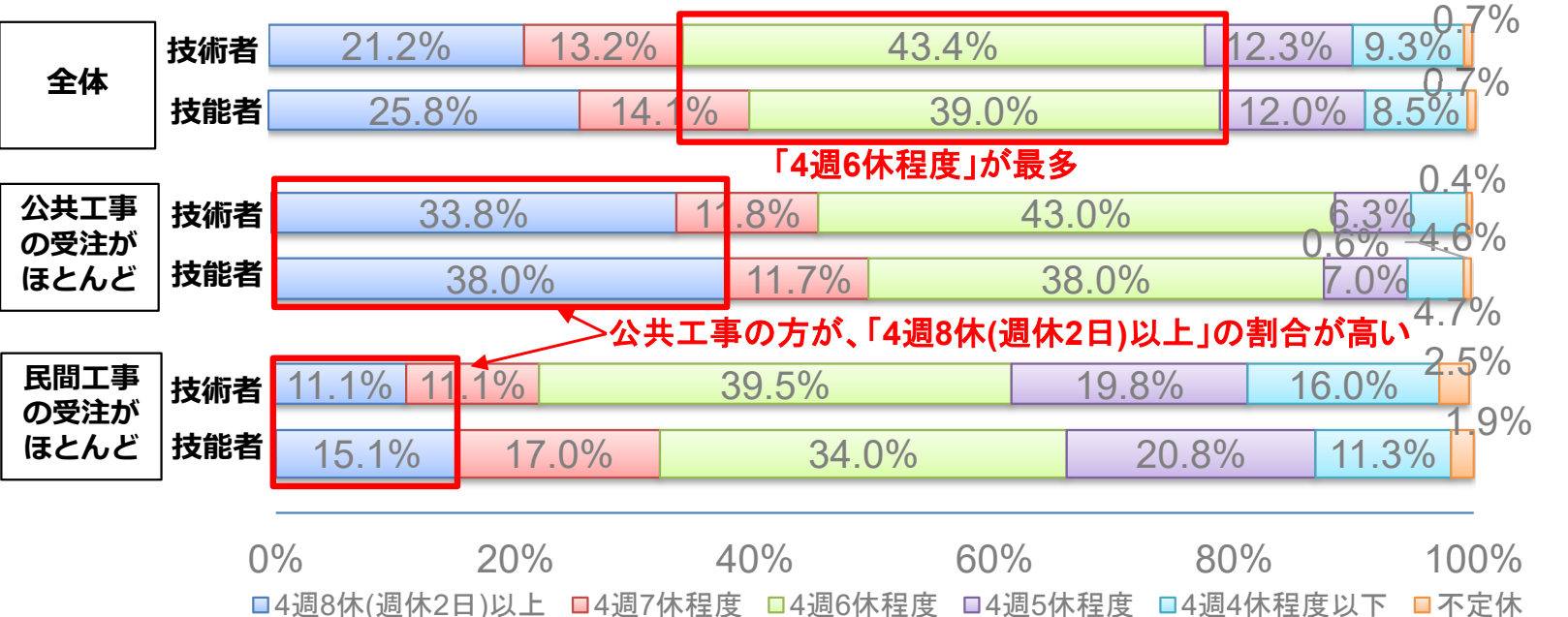
○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



建設業について、年間の出勤日数は全産業と比べて11日多い。また、年間の総実労働時間は全産業と比べて62時間長い。

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

建設業における平均的な休日の取得状況



技術者・技能者ともに4週8休(週休2日)の確保ができていない場合が多い。

出典：国土交通省「適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」(令和6年8月6日公表)

02. 第三次・担い手3法の概要

- (1) 第三次・担い手3法（令和6年改正）の全体像 p.7
- (2) 公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律 概要 p.8
- (3) 建設業法・入契法改正（閣法）の背景と方向性 p.9
- (4) 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
の一部を改正する法律（概要） p.10
- (5) 施行時期について（建設業法・入契法） p.11

(1)第三次・担い手3法(令和6年改正)の全体像

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、**担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化**を目的に、**担い手3法を改正**

議員立法

公共工事品質確保法等の改正

- 賃金支払いの実態の把握、必要な施策
- 能力に応じた処遇
- 多様な人材の雇用管理の改善
- スライド条項の適切な活用（変更契約）
- 休日確保の促進 ● 学校との連携・広報
- 災害等の特別な事情を踏まえた予定価格
- 測量資格の柔軟化【測量法改正】
- ICT活用（データ活用・データ引継ぎ）
- 新技術の予定価格への反映・活用
- 技術開発の推進
- 適切な入札条件等による発注
- 災害対応力の強化（JV方式・労災保険加入）
- 発注担当職員の育成
- 広域的な維持管理
- 国からの助言・勧告【入契法改正】

政府提出

建設業法・公共工事入札適正化法の改正

- 標準労務費の確保と行き渡り
- 建設業者による処遇確保
- 資材高騰分等の転嫁円滑化
 - 契約書記載事項
 - 受注者の申出、誠実協議
- 工期ダンピング防止の強化
- 工期変更の円滑化
- ICT指針、現場管理の効率化
- 現場技術者の配置合理化

(参考)

- ◇ **公共工事品質確保法等の改正**
 - ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進（トップアップ）
 - ・誘導的手法（理念、責務規定）
- ◇ **建設業法・公共工事入札適正化法の改正**
 - ・民間工事を含め最低ルールの底上げ（ボトムアップ）
 - ・規制的手法など

担い手確保	処遇改善
	価格転嫁 (労務費へのしわ寄せ防止)
	働き方改革 ・環境整備
生産性向上	
地域における対応力強化	地域建設業等の維持
	公共発注体制強化

(2) 公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律 概要

令和6年6月19日公布・施行
(測量法改正の7年4月施行部分を除く。)

背景・必要性

※公共工事の品質確保の促進に関する法律（H17法18）、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（H12法127）及び測量法（S24法188）の改正

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けるため、以下の喫緊の課題の解消に取り組む必要

担い手確保

働き方改革・処遇改善の推進、適切な価格転嫁

地域建設業等の維持

適切な入札条件での発注、災害対応力の強化

生産性向上

新技術の活用促進、技術開発推進

公共工事等の発注体制の強化

これらの課題に対し、**公共工事から取組を加速化・牽引**することで、**将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業等を実現**

改正の概要

1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

休日の確保の推進（基本理念・国・地方公共団体・受注者）

- ・国が実態を把握・公表し、施策の策定・実施
- ・自治体内の関係部局が連携した平準化の促進

処遇改善の推進（国・発注者・受注者）

- ・労務費・賃金の支払実態を国が把握・公表し、施策を策定・実施
- ・能力に応じた適切な処遇の確保
- ・適切な価格転嫁対策※による労務費へのしわ寄せ防止

※ スライド条項の設定、運用基準の策定、適切な代金変更

担い手確保のための環境整備（国・地方公共団体・受注者）

- ・担い手の中長期的な育成・確保に必要な措置※の実施
- ※ 訓練法人支援、学校と業界の連携、外国人など多様な人材確保
- ・品質確保や担い手の活動につき国民の関心を深める広報活動
- ・担い手確保に留意した調査等に係る資格等の評価・運用の検討

4. 公共工事の発注体制の強化

発注者への支援充実（国・地方公共団体）

- ・発注職員の育成支援、発注事務の実態把握・助言
- ・維持管理を広域的に行うための連携体制構築

入札契約の適正化に係る実効確保（国）

- ・国が定める入札契約適正化指針の記載事項に「発注体制の整備」を追加
- ・指針に即した措置の実施を発注者に助言・勧告

測量業の担い手確保

- ・測量士等の確保（養成施設や資格に係る要件の柔軟化、資格の在り方の検討規定）
- ・測量業の登録に係る暴力団排除規定等

2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

適切な入札条件等での発注の推進（発注者）

- ・地域の実情を踏まえた適切な条件・発注規模等による発注等

災害対応力の強化（受注者・発注者）

- ・災害対応経験者による被害把握
- ・技術力ある業者と地域の業者が連携した迅速復旧、技術移転等
- ・災害工事での労災保険契約の締結促進、予定価格への反映

3. 新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の促進（基本理念・発注者）

- ・調査等や発注から維持管理までのICT活用（データの活用、データ引継等）
- ・脱炭素化の促進・新技術活用の適切な評価、予定価格への反映

技術開発の推進（国）

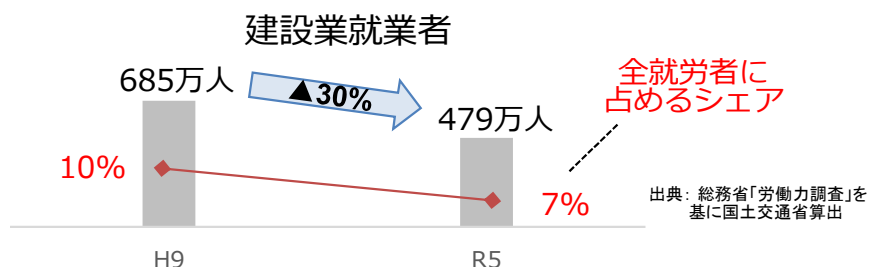
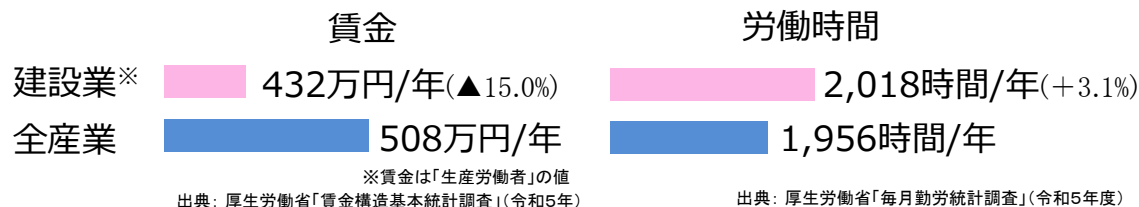
- ・技術開発の継続的な推進、民間事業者間の連携促進

(3)建設業法・入契法改正(閣法)の背景と方向性

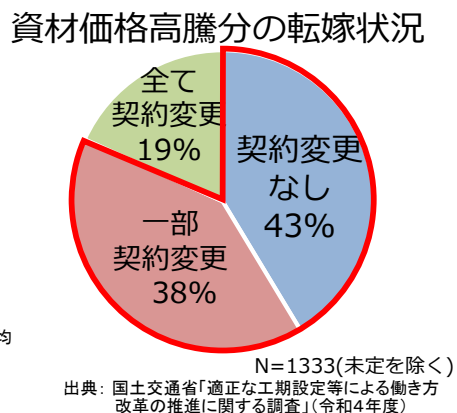
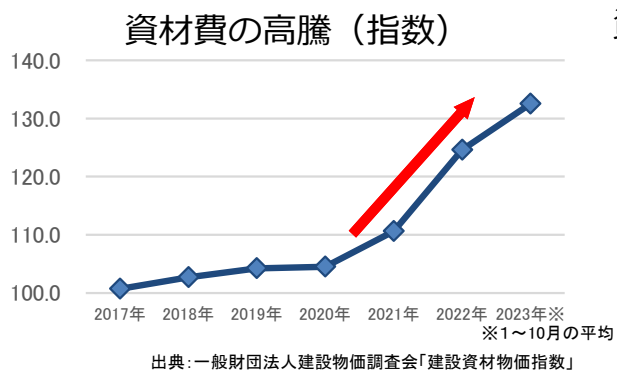
背景

○ 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長い

➡ 担い手の確保が困難



○ 資材高騰分の適切な転嫁が進まず、労務費を圧迫

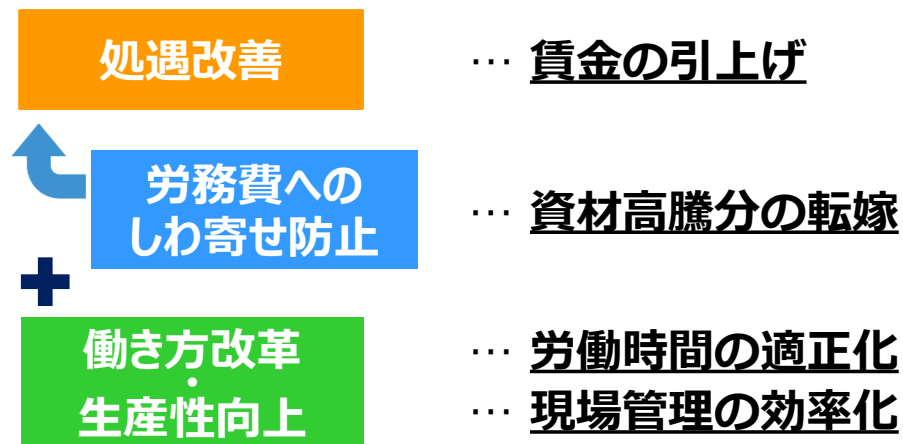


○ 時間外労働の罰則付き上限規制が適用開始



方向性

建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善**、**働き方改革**、**生産性向上**に総合的に取り組む。



就労状況の改善 → 担い手の確保

【「新4K」の実現】
給与がよい
休日がとれる
希望がもてる
+ カッコイ

「地域の守り手」として持続可能な建設業へ

(4)建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

令和6年法律第49号
令和6年6月14日公布

背景・必要性

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。

(参考1) 建設業の賃金と労働時間

(参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合()内

建設業※ 432万円/年 (▲15.0%) 2,018時間/年 (+3.1%) [H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R5] 483万人(7.2%)
全産業 508万円/年 (▲15.0%) 1,956時間/年 (+3.1%)

※賃金は「生産労働者」の値

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和5年)

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和5年度)

出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善、働き方改革、生産性向上**に取り組む必要。

処遇改善	賃金の引上げ
労務費へのしわ寄せ防止	資材高騰分の転嫁
働き方改革	労働時間の適正化
生産性向上	現場管理の効率化

担い手の確保

持続可能な建設業へ

概要

1. 労働者の処遇改善

○労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化

➡国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告

○標準労務費の勧告

・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告

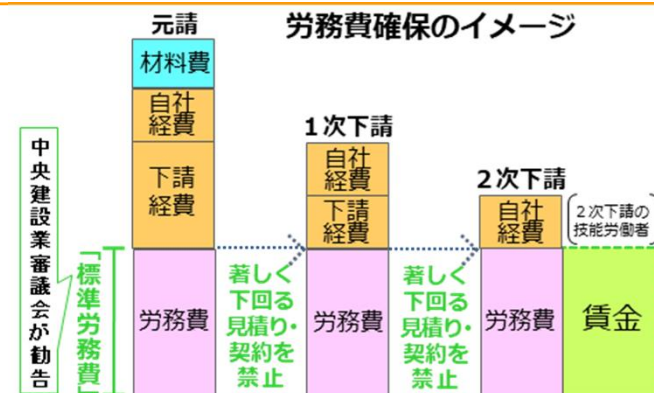
○適正な労務費等の確保と行き渡り

・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止

➡国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表(違反建設業者には、現行規定により指導監督)

○原価割れ契約の禁止を受注者にも導入

今回施行①



2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

今回施行②

○契約前のルール

・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に提供するよう義務化

・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化

○契約後のルール

・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※

※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

○長時間労働の抑制

・工期ダンピング対策を強化(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)

○ICTを活用した生産性の向上

・現場技術者に係る専任義務を合理化(例. 遠隔通信の活用)

・国が現場管理の「指針」を作成(例. 元下間でデータ共有)

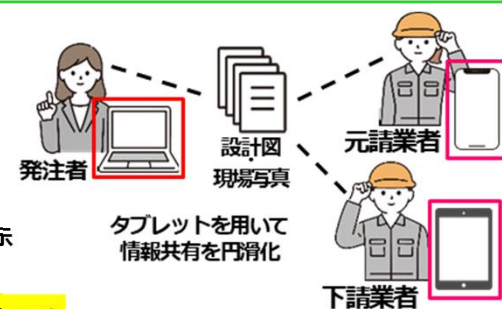
➡特定建設業者*や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※多くの下請業者を使う建設業者

・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)

今回施行③

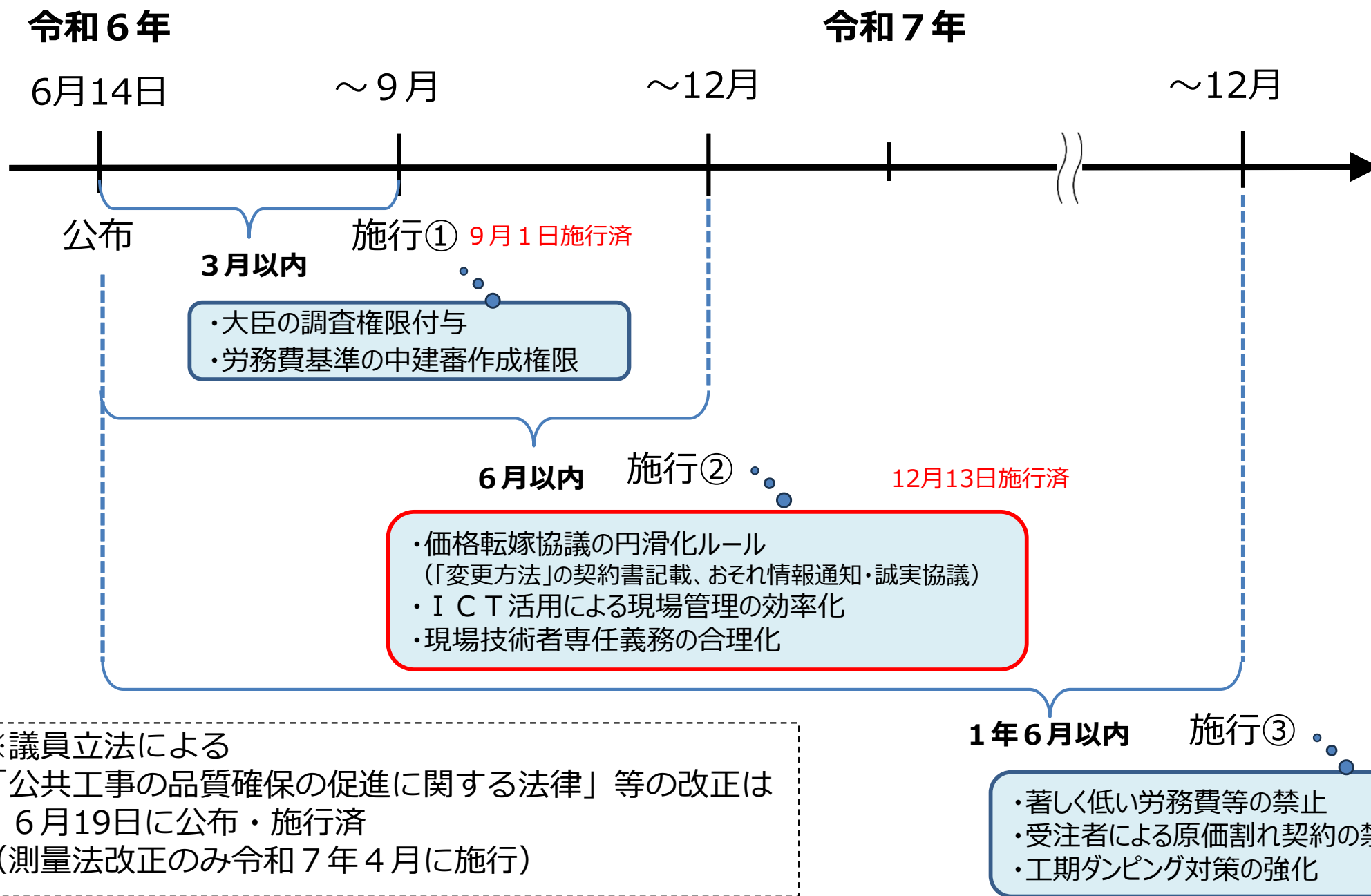


技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示



(5) 施行時期について(建設業法・入契法)

建設業法・入契法



改正法の詳細（今回施行（令和6年12月13日～）の規定）

1. 資材高騰に伴う労務費のしわ寄せ防止

- (1) 価格転嫁に関するこれまでの取組 p. 13
- (2) 資材価格高騰への対応状況 p. 16
- (3) 発注者と建設業者のパートナーシップ（内閣総理大臣発言） p. 17
- (4) 12月に施行された今回改正事項（価格転嫁関係） p. 20
- (5) 価格転嫁・工期変更協議の円滑化ルールの詳細 p. 21
- (6) 建設業法令遵守ガイドライン p. 23
- (7) 通知することが求められるおそれ情報（イメージ例） p. 25
- (8) その他注文者に求められる対応 p. 27

(1) 価格転嫁に関するこれまでの取組

**サプライチェーン全体で、建設資材に関する適切な価格転嫁が図られるよう、
受注者・発注者（施主）間を含めた建設工事に関する環境整備を進めることが必要**

○ 直轄工事では、最新の実勢価格を反映して適正に予定価格を設定し、スライド条項も適切に運用

○ 次のとおり、官民の発注者や建設業団体に対して働きかけ。

【主な取組】

➤ 資材単価は、調査頻度を増やして適時改定（文書要請）。

国 県 市

→ 都道府県による資材単価の設定状況を見える化。

※ **都道府県や市区町村に対しては、総務省と連名での要請（通知）のほか
会議の場を通じた直接の働きかけを実施**

（都道府県・指定都市との課長級会議（ブロック監理課長等会議）、市町村向け会議（都道府県主催の会議：公契連））

➤ スライド条項等の適切な設定・運用、必要な契約変更の実施(文書要請)。

国 県 市 民 建

➤ 元請下請間/受発注者間の契約締結状況を調査し、請負代金等をモニタリング。

国 県 市 民 建

働きかけの対象

国…国・特殊法人等

県…都道府県

市：市区町村

民：民間発注者

建：建設業団体

**本指針
の性格**

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨**を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動
★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること**、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示すこと**、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告し**、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること**。特に**長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること**。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場に在ることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること**。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと**。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと**。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること**。

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、**6頁の様式**を活用することも考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的なコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

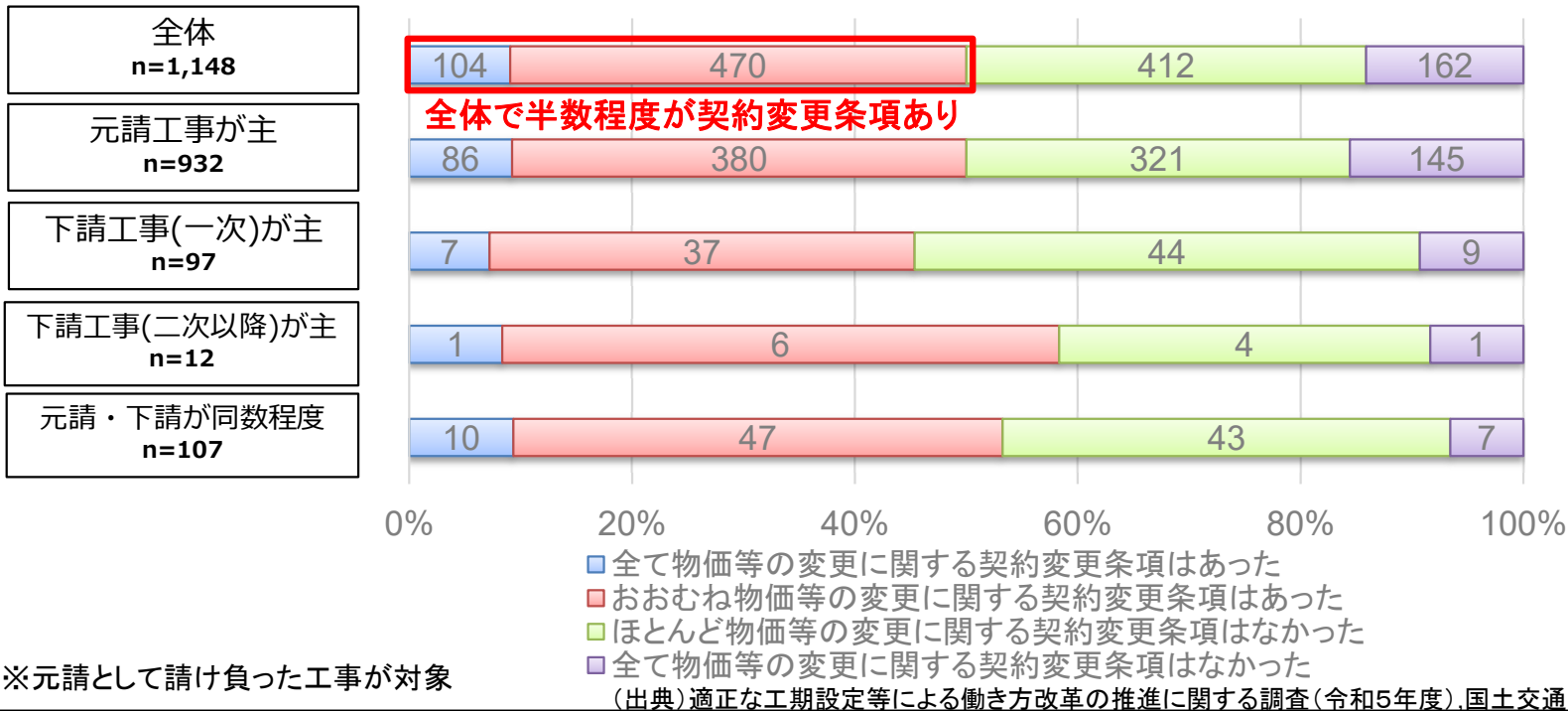
今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、今後、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に、本指針の周知活動を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の12の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**していく。

また、受注者が匿名で労務費という理由で価格転嫁の協議のテーブルにつかない事業者等に関する情報を提供できるフォームを設置し、第三者に情報提供者が特定されない形で、**各種調査において活用**していく。

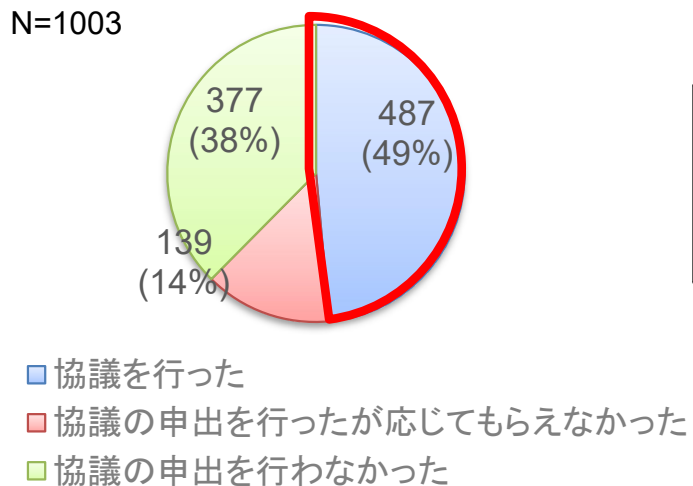
(2) 資材価格高騰への対応状況

変更契約条項の有無 (建設企業向けアンケートより)

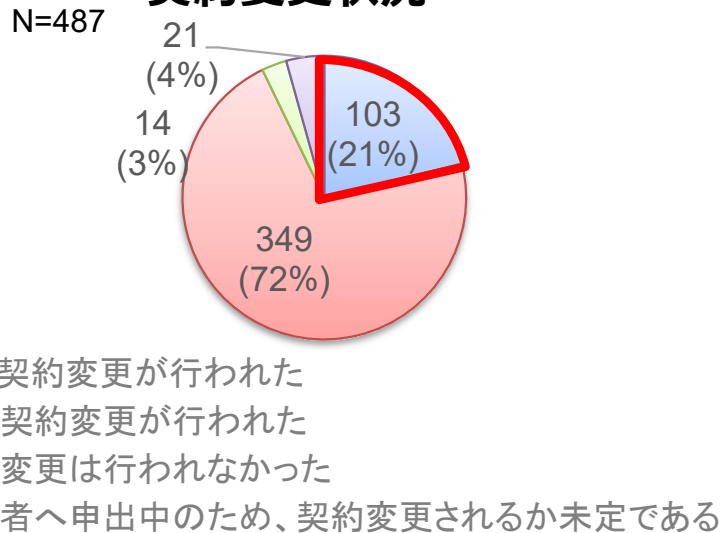


物価等の変動に関する契約変更条項がある請負契約は、R5年調査では半数程度にとどまっている。
(調査項目が異なるが、R4調査では約4割)

契約変更協議の申出状況



契約変更状況



資材価格等の高騰の影響を受けていても、受注者の申出どおりに契約変更が行われるのは、R5年調査では2割程度。
(R4調査:15%)

参議院 予算委員会(令和6年4月24日)(抄)

構造的な賃上げを実現するには、発注者と建設業者とがパートナーの関係にあるとの意識の下、発注者含め、サプライチェーン全体で適正な価格転嫁を定着させていく、こういった必要があると認識をしています。

このために、公共工事、民間工事を問わず、国が適正な労務費の基準を示し、これを著しく下回る見積りや契約を禁止するとともに、資材高騰が顕在化した場合の適切な転嫁によって労務費へのしわ寄せを防止する取引ルールを定め、これらについて発注者を含めた当事者間において遵守するよう促す法案、これを今国会において提出をしているところです。

…官民連携して社会課題を克服していく新しい資本主義の考え方に基づいて、適正な価格転嫁が可能な環境を整備し、…発注者の意識改革に取り組み、そして建設業の担い手確保、そして持続的な発展、これにつなげていきたいと考えております。

参議院 本会議(令和6年12月4日)(抄)

建設業はインフラ整備や災害時の応急対策などを担う地域の守り手であり、今後もその役割を果たしていただくかなければなりません。

このため、安定的、持続的な公共投資を推進いたしますとともに、適正な労務費の確保や価格転嫁、働き方改革、生産性向上を促進することなどにより、担い手の確保に取り組んでまいります。



第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

1. 豊かさを実感できる「所得増加」及び「賃上げ定着」

(1) 賃上げの促進 (p7、8)

- 建設業…の持続的・構造的賃上げに向け、改正建設業法(※)…に基づき、**ガイドライン等を早期に示し、業界外も含めた周知の徹底、価格転嫁の円滑化**を図るとともに、国及び地方自治体に加えて**民間同士の取引についても、労務費の基準…の活用を徹底**する。くわえて、…**公共工事設計労務単価の適切な設定、建設キャリアアップシステムの拡大、受発注者を実地調査する建設Gメンの体制強化**により、…**処遇改善や取引適正化**の取組を進める。

※建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律第49号)。

8. 防災・減災及び国土強靱化の推進

(1) 防災・減災及び国土強靱化 (p35)

- …「国土強靱化基本計画」に基づき、**必要・十分な予算を確保**し、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進する。
- 引き続き、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく取組を着実に推進し、**近年の資材価格の高騰の影響等を考慮しながら、災害に屈しない国土づくり**を進める。また、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に切れ目なく国土強靱化の取組を進められるよう、令和6年能登半島地震の経験も踏まえ、施策の実施状況の評価など「**国土強靱化実施中期計画**」に向けた検討を**最大限加速化し、2024年度の早期に策定に取り掛かる**。

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現～「経済・財政新生計画」～

3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題

(4) 戦略的な社会資本整備 (p49)

(公共投資の効率化・重点化)

- **2040年までに少なくとも建設現場の省人化3割・生産性向上1.5倍を達成**するため、**自動化・省人化を図るi-Construction2.0を推進**する。インフラデータの分野横断的な整備・オープン化や行政手続のオンライン化等を進め、**インフラDXを加速**する。
- 公共事業の効率化等(※)に取り組むとともに、**民間事業者が安心して設備投資や人材育成を行うことができるよう、中長期的な見通しの下、安定的・持続的な公共投資を推進**しつつ、戦略的・計画的な取組を進める。その際、**近年の資材価格の高騰の影響等を考慮しながら労務費も含め適切な価格転嫁が進むよう促した上で、今後も必要な事業量を確保**しつつ、実効性のあるPDCAサイクルを回しながら、社会資本整備を着実に進める。
- 持続可能な建設業の実現に向け、**女性活躍に向けた環境整備、働き方改革の推進、安全管理の徹底等により担い手の確保・育成**を進める。

※施工時期の平準化を含む。

Ⅱ. 人への投資に向けた中小・小規模企業等で働く労働者の賃上げ定着

1. 価格転嫁の商習慣化の徹底と中小・小規模企業の省力化投資の加速

(2)人手不足下での労働生産性向上のための中小・小規模企業の省力化投資

④資格職等における分業の推進等を通じた人手不足業種への対応

V)建設分野 (p7)

- 改正建設業法に基づき、国が作成・勧告する労務費の基準に照らして通常必要な費用を著しく下回る額での民間工事契約を禁止し、違反発注者に対しては国土交通大臣が勧告・公表を行う。
- 民間工事においても、契約書に価格高騰に伴う代金変更の方法を必ず定めさせ、変更契約を通じた価格転嫁の円滑化を図る。
- これらの取組により、人手不足が深刻化する建設分野における処遇改善を図る。

Ⅸ. 経済社会の多極化

1. 地方創生とデジタル田園都市国家構想の実現

(3)デジタル田園都市国家構想の前提としての安心の確保

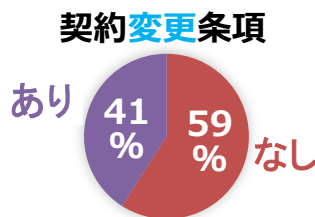
②国土強靱化、防災・減災投資の加速 (p60)

- 「国土強靱化基本計画」に基づき、必要かつ十分な予算を確保した上で、防災インフラの整備等に加え、デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化、地域における防災力の一層の強化に取り組み、国土強靱化にデジタルと地域力を最大限いかす等、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進する。
- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を推進するとともに、令和6年能登半島地震の経験も踏まえ、中長期的・継続的・安定的に取組を進めることが重要であり、対策後の国土強靱化の着実な推進に向け、施策の実施状況の評価など「国土強靱化実施中期計画」に向けた検討を最大限加速化し、本年度の早期に策定に取り掛かる。

(4)12月に施行された今回改正事項(価格転嫁関係)

契約前のルール

- 資材高騰に伴う**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書の法定記載事項**として明確化



(出典)国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

契約書(イメージ)

第〇条 請負代金の**変更方法**

- ・ 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
- ・ 変更額は、**協議して定める**。協議に当たっては、**工事に係る価格等の変動の内容その他の事情等を考慮**する。

- 受注者は、**資材高騰**の「**おそれ情報**」を**注文者に通知**する**義務**

注文者



「資材高騰のおそれあり」

受注者



資材高騰等が顕在化したとき

契約後のルール

- 契約前の通知をした**受注者**は、注文者に**請負代金等の変更を協議**できる。

➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※

※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**



注文者

「**変更方法**」に従って
請負代金変更の協議

誠実な**協議**に努力



受注者

期待される効果

資材高騰分の転嫁協議が円滑化、労務費へのしわ寄せ防止

(5) 価格転嫁・工期変更協議の円滑化ルールの詳細

令和6年12月からの施行に際して、制度運用上の留意点をとりまとめたガイドライン*を公表

*建設業法令遵守ガイドライン *発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン

【契約前】

契約書(イメージ)

第〇条 請負代金の**変更方法**

- ・ 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
- ・ 変更額は、**協議して定める**。協議に当たっては、**工事に係る価格等の変動の内容その他の事情等を考慮**する。

請負代金等の「**変更方法**」を契約書の法定記載事項に

「**契約変更を認めない**」契約も、契約書の法定記載事項として認められない

おそれ情報の通知(受注者)

契約前に、**資材高騰等のリスク**を注文者・受注者の**双方が共有**
⇒契約後、実際に発生した場合の変更協議を円滑化

【「おそれ」情報の具体的内容】

天災などの自然的又は人為的な事象により生じる、

- ・ **主要な資機材の供給の不足／遅延**又は**資機材の価格の高騰**
- ・ 特定の工種における**労務の供給の不足**又は**価格の高騰**

※契約時に未発生 of 自然的事象に起因する事象については、発生 of 蓋然性を合理的に説明できる場合を除き事前に予測することは困難と考えられることから、通知が義務づけられる情報とは想定しがたい。

【「おそれ」情報の通知方法】

- ・ 受注者の通常の事業活動において把握できる、**一定の客観性を有する統計資料等**に裏付けられた情報が根拠

※国や業界団体の統計資料、報道記事、下請業者・資材業者の記者発表など

- ・ **書面**又は**メール等の電磁的方法**により、**見積書交付等のタイミング**で通知

誠実協議 (注文者)

注文者は、受注者の協議申出に対して、協議のテーブルに着いたうえで、**変更可否**について説明する必要

【「誠実」に協議に応じていないと思われる例】

- ・ 協議の開始自体を正当な理由なく**拒絶**
- ・ 協議の申出後、合理的な期間以上に協議開始を**あえて遅延**
- ・ 受注者の主張を一方的に否定or十分に聞き取らずに**協議を打ち切る**



「**資材高騰等のおそれ**」
通知する義務



受注者

資材高騰等が顕在化したとき

【契約後】



「**変更方法**」に従って
請負代金変更の協議

誠実な協議の努力



受注者

なお、事前通知がなかったことのみでは、**協議を拒む理由にはならない**
⇒契約上の「**変更方法**」に基づき適切に協議

【参考】改正後の建設業法(価格転嫁・工期変更関係関係)

建設工事の請負契約書の法定記載事項

(建設工事の請負契約の内容)

第十九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

一～六 (略)

天災不可抗力条項に関しては、「算定方法に関する定め」と規定

七 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め

八 価格等(物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)第二条に規定する価格等をいう。)の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更

九～十六 (略)

八 価格等(物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)第二条に規定する価格等をいう。)の変動又は変更に基づく**工事内容の変更又は請負代金の額の変更及びその額の算定方法に関する定め**

おそれ情報の通知と、誠実協議の求め

省令にて「主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰」又は「特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰」と規定

(工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等)

第二十条の二 建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、国土交通省令で定めるところにより、建設業者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならない。

2 建設業者は、その請け負う建設工事について、**主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰**その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、**請負契約を締結するまでに**、国土交通省令で定めるところにより、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて**通知しなければならない**。

3 前項の規定による通知をした建設業者は、同項の請負契約の締結後、当該通知に係る同項に規定する**事象が発生した場合には**、注文者に対して、第十九条第一項第七号又は第八号の定めに従つた工期の変更、工事内容の変更又は請負代金の額の変更についての**協議を申し出ることができる**。

4 前項の**協議の申出を受けた注文者は**、当該申出が根拠を欠く場合その他正当な理由がある場合を除き、**誠実に当該協議に応ずるよう努めなければならない**。

(6)建設業法令遵守ガイドライン

- 「建設業法令遵守ガイドライン」は、元請負人と下請負人の関係に関して、**どのような行為が建設業法に違反するか具体的に示すこと**により、**法律の不知による法令違反行為を防ぎ、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現**を図ることを目的としている（平成19年6月策定）。
- 令和6年12月からの改正建設業法の施行等を踏まえ、取引適正化を図るべく、同月にガイドラインを改定。

建設業法令遵守ガイドラインの内容

R6.12改定箇所

1. **見積条件の提示等**（法第20条第4項、第20条の2）
2. **書面による契約締結**（法第18条、第19条第1項・第2項、第19条の3、第20条第1項及び第20条の2第4項）
3. **著しく短い工期**（法第19条第2項、第19条の3、第19条の5）
4. **不当に低い請負代金**（法第19条の3）
5. **原材料費等の高騰・納期遅延等の状況における適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保**（法第19条第2項、第19条の3、第19条の5）
6. 指値発注（法第18条、第19条第1項、第19条の3、第20条第4項）
7. 不当な使用資材等の購入強制（法第19条の4）
8. やり直し工事（法第18条、第19条第2項、第19条の3）
9. 赤伝処理（法第18条、第19条、第19条の3、第20条第4項）
10. 下請代金の支払（法第24条の3、第24条の6）
11. 長期手形（法第24条の6第3項）
12. 不利益取扱いの禁止（法第24条の5）
13. 帳簿の備付け・保存及び営業に関する図書の保存（法第40条の3）

関係法令の解説

- 14-1. 独占禁止法との関係について（建設業の下請取引に関する建設業法との関係）
- 14-2. 社会保険・労働保険等について（法定福利費の確保）
- 14-3. 労働災害防止対策について（実施者と経費の負担の明確化）
- 14-4. 建設工事で発生する建設副産物について
- 14-5. 下請中小企業振興法・振興基準との関係について

建設業法に抵触するおそれのある行為や取引適正化において必要な行為の例



工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、**請負契約を締結する前に必要な情報を取引の相手方に通知**することが必要。



「価格等の変動又は変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の変更及びその額の算定方法に関する定め」の内容を契約書に記載しないことはもとより、記載している場合でもその内容が「変更しない」あるいは「変更を認めない」のように、**協議を前提としない規定である場合には、建設業法第19条第1項に違反**する。



建設工事に従事する者が**時間外労働の上限規制に抵触するような長時間労働により施工**することを前提とした短い期間を工期とする**下請契約を締結**した場合には、**建設業法第19条の5に違反**する。



下請負人が請負契約締結前に請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知を行い、その後、その事象が発生し**変更の協議を申し出たが、元請負人が自己の取引上の地位を不当に利用して一方的に協議に応じなかった結果、通常必要と認められる額に比して著しく低い額となった場合には、建設業法第19条の3に違反**する。

元請・下請間だけでなく、**取引全体の発注者・受注者が取引適正化に向けた取り組みを行うことが重要**であり、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」を策定。（平成23年8月策定、令和6年12月改定）

受発注者間における建設業法令遵守ガイドライン

- 「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」は、発注者と受注者の関係に関して、**どのような行為が建設業法に違反するか具体的に示す**ことにより、**法律の不知による法令違反行為を防ぎ、発注者と受注者との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現**を図ることを目的としている（平成23年8月策定）。
- 令和6年12月からの改正建設業法の施行等を踏まえ、取引適正化を図るべく、同月にガイドラインを改定。

受発注者間における建設業法令遵守ガイドラインの内容 R6.12改定箇所

1. **見積条件の提示等**（法第20条第4項、第20条の2）
2. **書面による契約締結**（法第18条、第19条第1項・第2項、第19条の3、第20条第1項及び第20条の2第4項）
3. **著しく短い工期**（法第19条第2項、第19条の3、第19条の5）
4. **不当に低い請負代金**（法第19条の3）
5. **原材料費等の高騰・納期遅延等の状況における適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保**（法第19条第2項、第19条の3、第19条の5）
6. 指値発注（法第18条、第19条第1項、第19条の3、第20条第4項）
7. 不当な使用資材等の購入強制（法第19条の4）
8. やり直し工事（法第18条、第19条第2項、第19条の3）
9. 支払（法第24条の3第2項、第24条の6）

建設業法に抵触するおそれのある行為や取引適正化において必要な行為の例



発注者及び受注予定者が、**工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれ**があると認めるときは、**請負契約を締結する前に必要な情報を取引の相手方に通知**することが必要。



「**価格等の変動又は変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の変更及びその額の算定方法に関する定め**」の内容を契約書に記載しないことはもとより、記載している場合でもその内容が「**変更しない**」あるいは「**変更を認めない**」のように、**協議を前提としない規定である場合には、建設業法第19条第1項に違反**する。



建設工事に従事する者が**時間外労働の上限規制に抵触するような長時間労働により施工することを前提とした短い期間を工期とする下請契約を締結**した場合には、**建設業法第19条の5に違反**する。



受注予定者が請負契約締結前に請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知を行い※、その後、その事象が発生し**変更の協議を申し出たが、発注者が自己の取引上の地位を不当に利用して一方的に協議に応じなかった結果、通常必要と認められる額に比して著しく低い額となった場合には、建設業法第19条の3に違反**する。

※受注予定者が当該通知をしていなかったものの契約後の事象に基づき契約の変更協議を申し出た場合を含む

関係法令の解説

- 10-1. 独占禁止法との関係について（建設業の下請取引に関する建設業法との関係）
- 10-2. 社会保険・労働保険等について（法定福利費の確保）
- 10-3. 建設工事で発生する建設副産物について
- 10-4. 下請中小企業振興法・振興基準との関係について

(7)通知することが求められるおそれ情報(イメージ例)

おそれ情報に係る省令・ガイドラインの定め

① 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰

※「主要」かどうかについては、工事の施工に当たり数量的にあるいは使用頻度的に大宗を占めるために欠くことのできないこと、工事原価において大きな比重を占めること又は数量若しくは比重若しくは使用頻度が少ないにもかかわらず工事の施工に大きな影響を及ぼすこと等をもって判断する。

② 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

であって、天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものが挙げられる。

※ 契約締結時点で未発生为天災その他の自然的事象については、発生の蓋然性を合理的に説明できる場合を除き事前に予測することは困難と考えられることから、当該事象により生じうる①や②の事象は、同項により通知が義務づけられる情報とは想定しがたい。

①のうち天災その他自然的な事象により生じる事象に係るおそれ情報

- ✓ ハリケーンにより、特定原料の世界シェアの大半を持つ工場が被災したため、当該原料が出荷不能となって工期延長を求めるおそれがある
- ✓ コロナ禍で某国の市内全域がロックダウンされたため、特定資材の納入遅延が生じ工期延長を求めるおそれがある
- ✓ 特定資材が慢性的に不足している中、大規模地震が発生したため、当該資材の価格が高騰し金額変更を求めるおそれがある

①のうち人為的な事象により生じる事象に係るおそれ情報

- ✓ メーカー工場で火災が発生したため、寡占製品である資材の納入遅延に伴う工期延長を求めるおそれがある
- ✓ A資材は独占状態となっているところ、メーカー製造量が集中しているため、納期遅延による工期延長を求めるおそれがある
- ✓ B国からの輸入自主規制により、貨物船の運航ができなくなっているため、資材の変更に伴う金額変更又は工期延長を求めるおそれがある
- ✓ ××紛争と円安の影響により、生コン価格が高騰し金額変更を求めるおそれがある

②のうち天災その他自然的な事象により生じる事象に係るおそれ情報

- ✓ 震災復旧のために全国から各職種の職人が必要となっているため、労務費上昇による工期延長や金額変更を求めるおそれがある
- ✓ コロナウイルスによる行動制限により、技能者の確保が困難となっているため、工期延長を求めるおそれがある
- ✓ 大規模規制の期間があらかじめ定められた道路工事について、雨天が続いた場合には工期順守のために夜間にも施工する必要が生じる上に、同時期に近隣で施工している別発注者の道路工事でも同様の事態が想定されることから、技能者確保のための追加人件費を求めおそれがある

②のうち人為的な事象により生じる事象に係るおそれ情報

- ✓ 半導体工場の急激な増加により、専門工事を担う技能者の奪い合いが生じているため、人件費増による金額変更を求めおそれがある
- ✓ 都市再開発の需要増により解体工事が増大しているため、産業廃棄物処理業者の処理能力が超過し工期延長を求めおそれがある

【参考】「おそれ」情報の通知フローまとめ(イメージ)

【契約前】

注文者

受注者



見積書の交付時などに
資材高騰等の「おそれ」
通知

- ・ 大手メーカーが被災して材料入手困難なので代金増や工期延長を求めるかも…
- ・ 特定地域での専門技能者の需要急増により労務費増を求めるかも…

【契約前】

注文者

受注者



契約書に「契約変更方法の定め」明記

【契約後】

注文者

受注者



契約書中の変更方法に従い
契約**変更協議**
おそれ情報を**通知**していなくても
協議申出は**可能!**

通知の**根拠**となる情報も提供

報道記事



下請やメーカーの
値上げ通知

統計資料



- ・ 材料費が高騰したときは**代金の変更**を協議できる。
- ・ **変更する額**は価格変動の内容などを考慮のうえ協議して定める。

契約書

- ・ 材料費が高騰しても**代金の変更は認めない**。
- ・ 契約書に**変更方法を定めない**。

- ・ 注文者は協議に誠実に応じる義務
- ・ 変更しない場合でもその理由を説明



- ・ 注文者が協議開始自体を拒否
- ・ 受注者の話を聞かずに変更を拒否

(8)その他注文者に求められる対応①

発注者から受注予定者に対するおそれ情報の通知

- ❑ 建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、国土交通省令で定めるところにより、建設業者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならない。（法第20条第1項）

（受発注者ガイドライン上の主な変更点； p 3）

- ✓ 文化財保護法に基づく埋蔵文化財調査とその結果に基づく対策等、通知すべき事象として明確化
- ✓ 通知の方法として、書面又は電磁的方法により行うことが求められる旨を明記

その他工期等に影響を及ぼす事象の取扱い

- ❑ 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。
（略） 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め （法第19条第1項第6号）

（受発注者ガイドライン上の主な変更点； p 6）

- ✓ 設計図書と工事施工環境の乖離のように、いわゆる「おそれ情報」には該当しないものであっても工期や請負代金の額に影響を及ぼす事象について、法令上の規定ぶり等に鑑みれば、これらの情報を把握することが本来の責務とされている発注者が契約締結以前に十分に確認することが求められること、契約締結に先立ち発注者と受注予定者が十分に現場確認すること等により契約内容に反映して契約締結することが求められることを明記
- ✓ 契約締結前の確認によっても明らかにならなかった事象について、締結後に生じた場合には、法第19条第1項第6号の規定に基づき、双方が適切に設計や請負代金又は工期に関する変更の協議を行うことが求められることを明記

(8)その他注文者に求められる対応②

おそれ情報の発注者への通知時期

- ❑ 建設業者は、その請け負う建設工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす（略）事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、（略）注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならない。（法第20条第2項）

（受発注者ガイドライン上の主な変更点； p 5）

- ✓ 入札方式を採用する一部民間工事における通知については、発注者が入札実施段階で通知の方法及びタイミングを定めたくて周知を行うべきことを明記

事前に通知されていなかった事象が生じた際の協議

- ❑ 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従って、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。（略）
 - ・ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め（法第19条第1項第6号）
 - ・ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め（法第19条第1項第7号）
 - ・ 価格等（物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第二条に規定する価格等をいう。）の変動又は変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の変更及びその額の算定方法に関する定め（法第19条第1項第8号）

（受発注者ガイドライン上の主な変更点； p 9）

- ✓ 事前に受注者から発注者に通知していないものが契約締結後に生じた場合であっても、通知されていなかったことのみをもって発注者が受注者から申し出られた契約変更協議を拒む理由にはならず、事前通知を受けた際の対応に準じて誠実に協議に応じることが求められることを明記
- ✓ その際、受発注者は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえて対応すべきであること、また協議開始の遅延等により変更協議が長期化した場合には、必要に応じて工期見直し等を行うことが求められることを明記

(8)その他注文者に求められる対応③

「不当に低い請負代金の禁止」規定の解釈

- 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。（法第19条の3）

（受発注者ガイドライン上の主な変更点； p 21）

- ✓ 契約締結後に資機材価格の高騰や労務費の上昇があり、それによって原価が請負代金額を上回った場合に、発注者が自己の取引上の地位を不当に利用して、受注者の申し出た請負代金の変更協議に応じず、必要な契約変更を行わなかった結果、通常必要と認められる額に比して著しく低い額となった場合も、同条に違反するおそれがある旨を定義部分に明記

価格転嫁に関する基本的な考え方

（受発注者ガイドライン上の主な変更点； p 23）

- ✓ 価格転嫁は、発注者、元請負人、下請負人を問わず、サプライチェーン全体で取り組む必要があること、その際には「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針～取引適正化・価格転嫁促進に向けて～」（令和5年11月29日、内閣官房・公正取引委員会）（*）等に留意すべきことを明記
- （*）「労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場に在ることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること。」等の規定あり

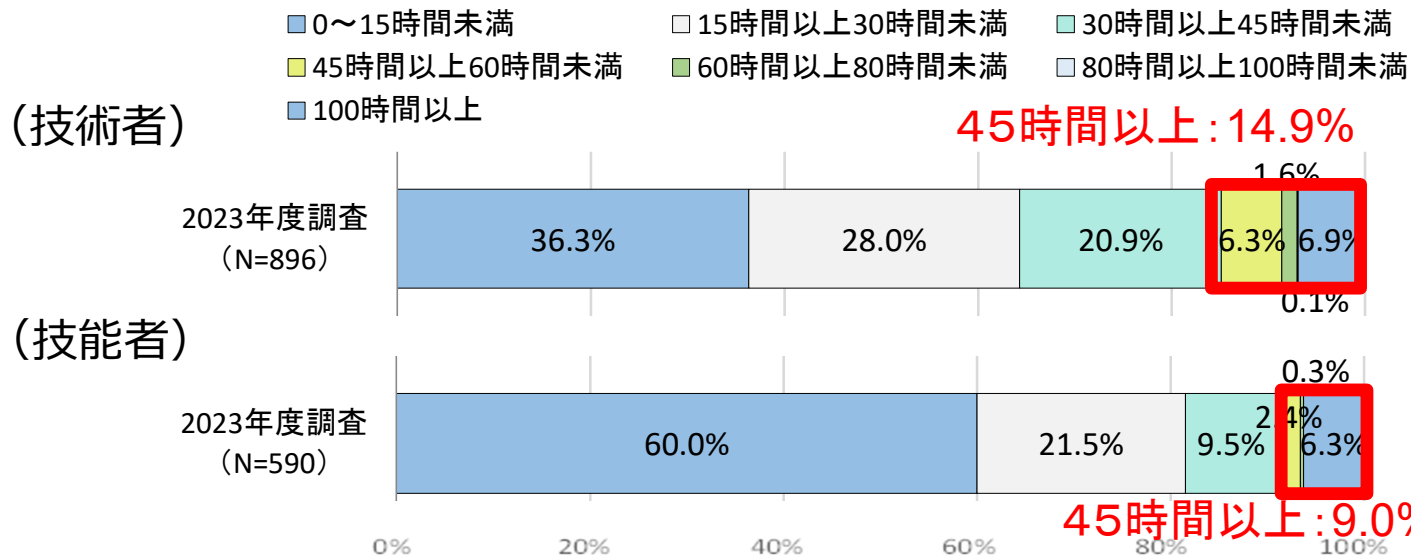
改正法の詳細（今回施行(令和6年12月13日～)の規定)

2. 働き方改革と生産性向上(R6.12施行分)

- (1) 働き方・工期設定の状況について..... p.31
- (2) 今回改正事項（働き方改革・生産性向上関係） p.32
- (3) 現場技術者の専任制度に関する見直しについて p.33
- (4) 現場技術者の専任制度に関する見直しの概要 p.34
- (5) ICT活用による監理技術者等の専任義務の合理化 p.35
- (6) ICT指針..... p.36
- (7) 公共工事における施工体制台帳提出義務の合理化 p.39

(1)働き方・工期設定の状況について

月当たりの平均的な残業時間

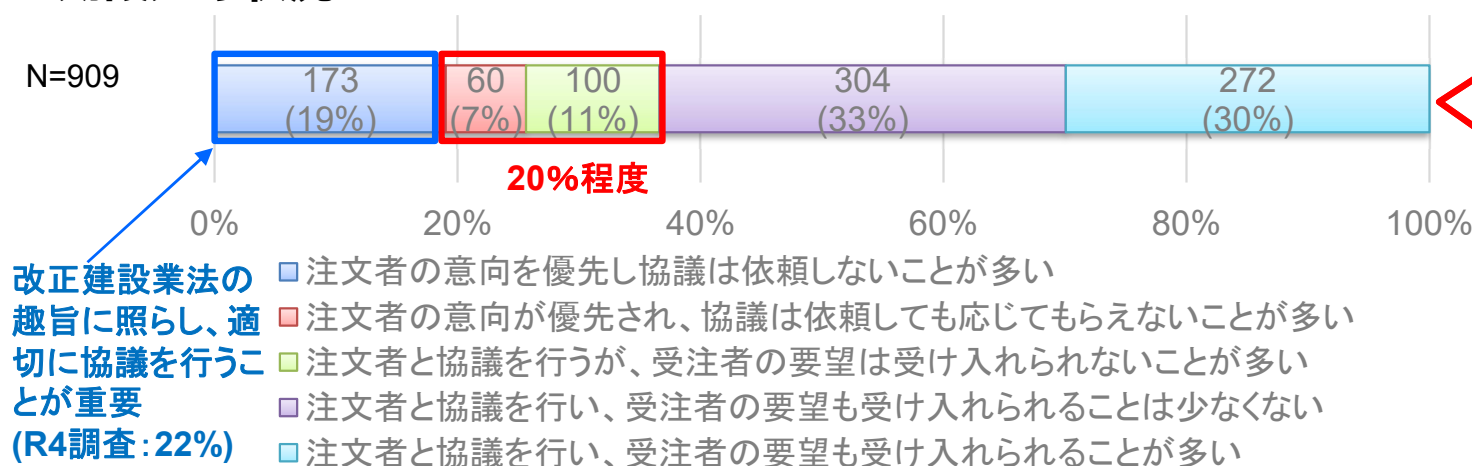


→時間外労働上限規制適用対象

※回答数は技術者・技能者を直接雇用している企業数

(出典)適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査(令和5年度),国土交通省

工期設定の状況



改正建設業法の趣旨に照らし、適切に協議を行うことが重要 (R4調査:22%)

当初契約における工期の設定方法は、注文者の意向が優先される、受注者の要望が完全に受け入れられない場合が、R5年調査では約2割を占める。

(R4調査:25%)

(出典)適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査(令和5年度),国土交通省

(2) 今回改正事項(働き方改革・生産性向上関係)

(1) 働き方改革

① 工期ダンピング※対策を強化

(本項目のみ来年の施行)

※ 通常必要な工期よりも著しく短い工期による契約
中央建設業審議会が「工期の基準」を作成・勧告

○ 新たに受注者にも禁止

(現行) 注文者は、工期ダンピングを禁止

(参考) 工期不足の場合の対応

- | | | |
|----|--------|-----|
| 1位 | 休日出勤 | 59% |
| 2位 | 作業員の増員 | 58% |
| 3位 | 早出や残業 | 40% |

(出典) 国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和5年度)

➡ 違反した建設業者には、指導・監督

② 工期変更の協議円滑化

契約前

○ 受注者は、**資材の入手困難**等の「**おそれ情報**」を注文者に**通知する義務**

(注) 不可抗力に伴う工期変更は、**契約書の法定記載事項**(現行)

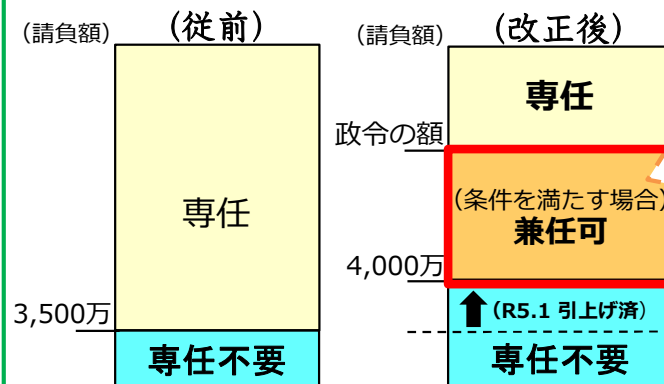
契約後

○ 上記通知をした**受注者は**、注文者に**工期の変更を協議できる**。

➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※
※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**

(2) 生産性向上

① 現場技術者の専任義務の合理化



【主な条件】

- ・ 兼任する現場間移動が容易
- ・ ICTを活用し遠隔からの現場確認が可能
- ・ 兼任する現場数は一定以下

＜例＞ 遠隔施工管理



◆ 営業所専任技術者の兼任**不可**

◆ 営業所専任技術者の兼任**可**

(注) 請負額の基準額は、建築一式工事にあつては2倍の額

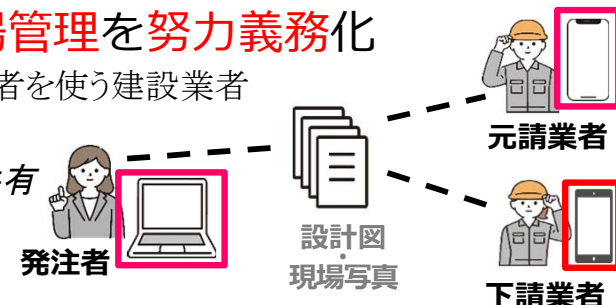
② ICTを活用した現場管理の効率化

○ 国が**現場管理の「指針」**を作成

➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に対し、**効率的な現場管理を努力義務化**

※多くの下請け業者を使う建設業者

＜例＞ 元下間のデータ共有



○ 公共発注者への**施工体制台帳の提出義務を合理化**
(ICT活用で確認できれば提出は不要に)

規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)

1. デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し

(4) 常駐・専任に係る規制の見直し

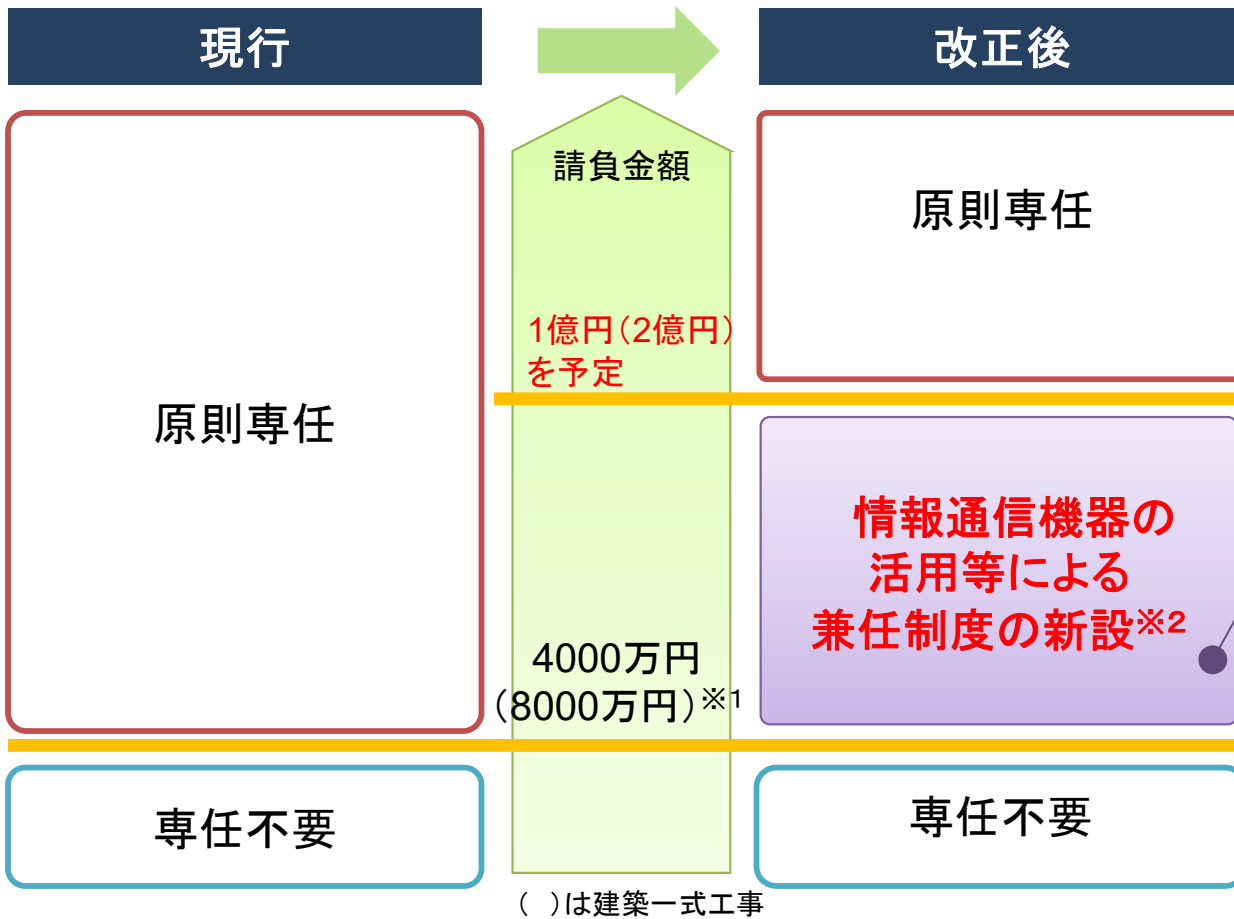
○生産性向上に資する建設業における技術者等の配置・専任要件の見直し

【令和4年上期結論、結論を得次第可能なものから速やかに措置】

- 国土交通省は、担い手の確保や育成、生産性の向上が課題となっている建設業について、「適正な施工確保のための技術者制度検討会(第2期)」を開催し、デジタル技術の利活用や働き方の多様化を前提とした規制の適正化・精緻化に向けて、工事現場などにおける適正な施工の確保のための技術者の配置・専任要件について、デジタル技術の利活用を柔軟に認めつつ、建設工事の規模・種別ごとの実態も踏まえ、必要な見直しを行う。

(4)現場技術者(主任技術者・監理技術者)の専任の合理化(専任現場の兼任)

- 建設工事に置くことが求められている主任技術者又は監理技術者について、請負金額が一定金額以上の場合には、工事現場毎に専任で置くこととされている。(建設業法第26条第3項)
- 今般、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する工事に関して、兼任を可能とする制度を新設。(建設業法第26条第3項第1号、第4項)



【兼任の要件】

- 請負金額(政令)
1億円(建築一式工事の場合は2億円)未満
- 兼任現場数(政令)
2以下
- 工事現場間の距離(省令)
1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内
- 下請次数(省令)
3次まで
- 連絡員の配置(省令)
監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者の配置
(土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者)
- 施工体制を確認できる情報通信技術の措置(省令)
- 人員の配置を示す計画書の作成、保存等(省令)
【補足】計画書の参考様式を国土交通省HPにて掲載
- 現場状況を確認するための情報通信機器の設置(省令)

※運用の詳細や留意事項は、「監理技術者制度運用マニュアル」に記載

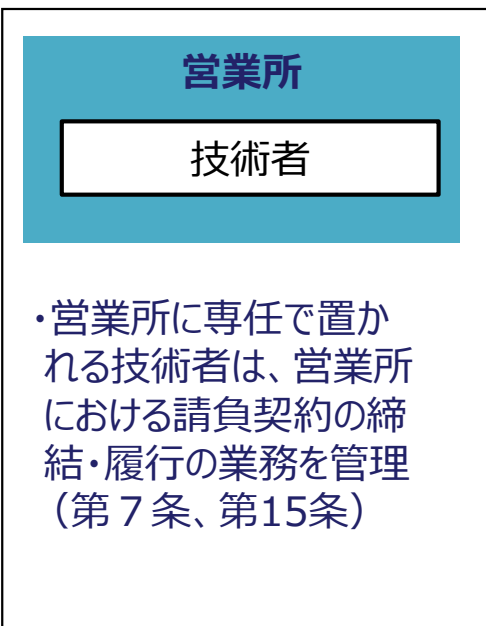
※1: 近年の建設工事費の高騰に伴い、金額の引き上げを予定(令和7年2月1日施行)

※2: 主任技術者・監理技術者に適用可能

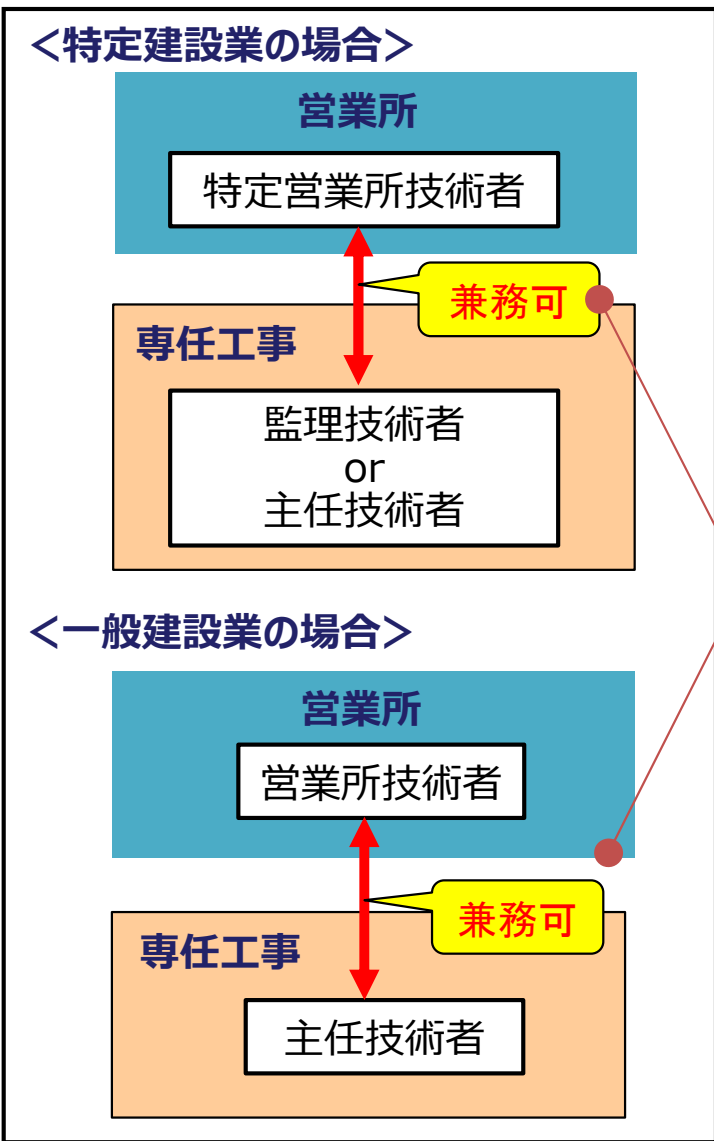
補足: 上図中「原則専任」について、監理技術者を補佐する者を工事毎に専任で置く場合には、同一の監理技術者が2現場まで兼任可能(主任技術者は適用不可)。この制度は改正後も引き続き活用可能。

(5)現場技術者(主任技術者・監理技術者)の専任の合理化(営業所技術者等の専任現場兼務)

○営業所毎に専任で置くことが求められている者(営業所技術者等)に関して、
 今般、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する専任工事について、営業所技術者等が当該工事の主任技術者等の職務を兼務できる改正を実施(建設業法第26条の5)



改正後



【兼務の要件】

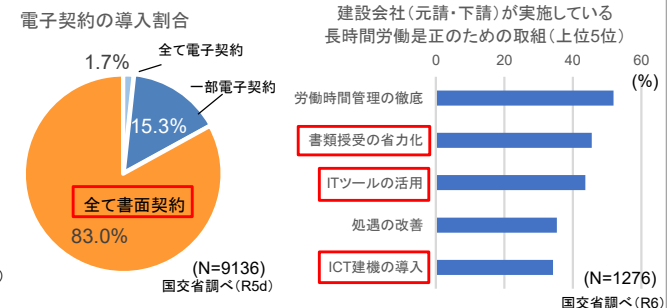
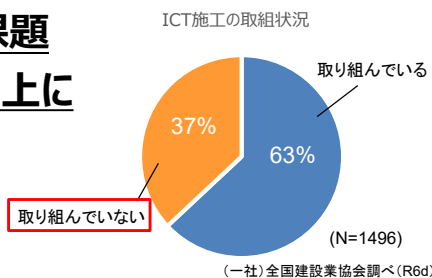
- 工事契約**(法律)
 当該営業所において締結された工事であること
- 請負金額**(政令)
 1億円(建築一式工事の場合は2億円)未満
- 兼任現場数**(政令)
 1工事現場
- 営業所と工事現場の距離**(省令)
 1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内
- 下請次数**(省令)
 3次まで
- 連絡員の配置**(省令)
 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者の配置
 (土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者)
- 施工体制を確認できる情報通信技術の措置**(省令)
- 人員の配置を示す計画書の作成、保存等**(省令)
 【補足】計画書の参考様式を国土交通省HPにて掲載
- 現場状況を確認するための情報通信機器の設置**(省令)

注：営業所技術者等が専任現場の職務を兼務する場合に、建設業法26条第3項ただし書(現場技術者の兼務)を併用することは不可

※運用の詳細や留意事項は、「監理技術者制度運用マニュアル」に記載

背景・課題

- 「地域の守り手」である建設業においては、**担い手確保が喫緊の課題**
- 建設業の持続可能な発展のため、**現場管理の効率化・生産性向上に資する建設業のICT化が不可避**
- 建設分野におけるICT活用に向けた技術開発が進展しつつある一方、建設業のICT化は不十分な現状



第三次・担い手3法

- ① ICT活用による現場管理を努力義務化(特定建設業者・公共工事受注者)
- ② ICT活用による現場管理の下請に対する指導を努力義務化(元請)
- ③ ICTを活用した現場管理の指針作成(国)
- ④ 公共工事でのICT活用に向けての助言・指導等(公共工事発注者)

赤字 事業者の取組
青字 国・発注者の取組

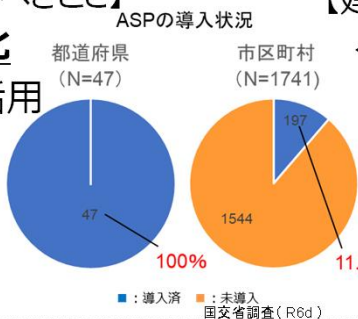
ICT指針の概要

- **建設業者によるICTを活用した生産性向上策への積極的取組み、ICTを活用した施工管理を担う人材育成が待ったなしの課題**
- **特定建設業者はもちろん、その他の建設業者についても、経営規模等に応じたICT化への取組みが不可欠**
- 建設業のICT化の実現には、建設業者だけでなく、**発注者・工事監理者・設計者等の理解が不可欠**
- 建設業者間での**共同での新技術の開発・研究の促進**による、さらなる技術開発推進が必要
- 工事現場においてICTを活用しやすくなるよう、発注者も通信環境の整備について協力
- **i-Construction 2.0の推進も含めた建設業全体のICT化を推進し、省力化による生産性向上・建設業の魅力向上を実現**

【バックオフィスに関するICT活用のために取り組むべきこと】

- **元請・下請間の書類等のやり取りの合理化**
- **CCUS、建退共電子申請方式の積極的活用**
- **電子契約等の積極的活用**

※国・自治体は、公共工事における**ASP**の積極的活用、**書類の簡素化**が必要



【建設現場へのICT導入にあたり、建設業者が留意すべきポイントと事例】

＜留意点(例)＞

- ✓ 工種・工程・要求精度に見合った最適な機器の選定
- ✓ ICT活用による技術者の兼任制度活用とのシナジー
- ✓ 下請業者等との連携・協働
- ✓ 技術者や技能者の技能向上



ウェアラブルカメラ



3Dレーザースキャナ

第1 本指針の基本的考え方

1 背景

2 本指針の適用範囲

⇒特定建設業者・公共工事受注者のみならず、発注者・工事監理者

・設計者等工事に携わる全ての関係者の理解が不可欠

3 本指針の目的と目指すべき方向性

⇒建設業界全体のICT活用に係る取組状況の底上げ、技術革新を踏まえた

知見のアップデート、共同研究・開発、セキュリティ対策徹底 等

4 建設現場におけるICT活用に向けたアプローチ

第2 工事施工の管理（バックオフィス）に関するICT活用に関する措置

1 工事施工の管理に関する法令等による規定

2 工事施工管理の効率化に向けて取り組むことが望ましい事項

(1) 施工管理システムの積極的な活用

⇒元請・下請間の書類やり取りの合理化 等

(2) CCUSの活用促進

⇒CCUSへの登録、就業履歴蓄積等の一層の推進 等

(3) 建設業退職金共済制度における電子申請方式の積極的活用

⇒電子申請方式の活用による確実な掛金納付・退職金支給、事務軽減 等

(4) 電子入札・電子契約の積極的活用等

⇒発注者側や元請業者の理解増進CI-NETの活用 等

(5) 公共工事における取組の推進

⇒工事関係書類の様式統一、簡素化・電子化、ASP活用 等



◆橋梁下部工事、工期：約14ヶ月 全体約360cm



第3 工事施工（建設現場）におけるICT活用に関する措置

1 ICT活用において留意すべき観点

①工事工程全体を俯瞰したICT導入効果の最大化

②工事成果物に求められる精度を勘案した適切なICTの選択

③下請業者や建設業者間における連携・協働によるICT活用の推進

④ICT活用に係る技術者及び技能者の技能の向上

⑤データ連携による総合力の発揮

2 ICT導入の具体例

①ドローン

②トータルステーション

③3Dスキャナ

④BIM/CIM

⑤ウェブカメラ・ウェアラブルカメラ

⑥電子小黒板

⑦建設用ロボット等



ドローン



3Dスキャナ



BIMモデルの活用

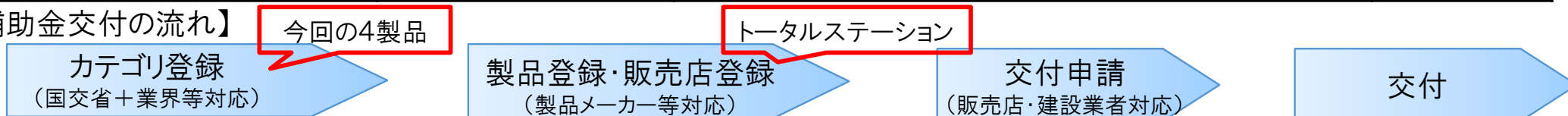


- 建設業の持続可能性を確保するためには、**建設業者がその経営規模に応じ、ICTを活用した生産性向上策への積極的取組みを行うことが待ったなしの課題**
- 特に中小建設業者によるICT化を促すため、「**中小企業省力化投資補助金(中企庁所管)**」の補助対象(カタログ)に、**建設業において活用可能な4製品を新たに追加**
⇒ **既に対象となっているトータルステーションを含む計5件がカテゴリ登録済に**

中小企業省力化投資補助金の概要

補助対象	従業員数	補助上限額(大幅な賃上げを行う場合の上限額)	補助率
補助対象としてカタログに登録された製品等 (補助対象者は中小企業等)	従業員数5名以下	200万円(300万円)	1/2以下
	従業員数6~20名	500万円(750万円)	
	従業員数21名以上	1,000万円(1,500万円)	

【補助金交付の流れ】



今回カタログに追加する4製品

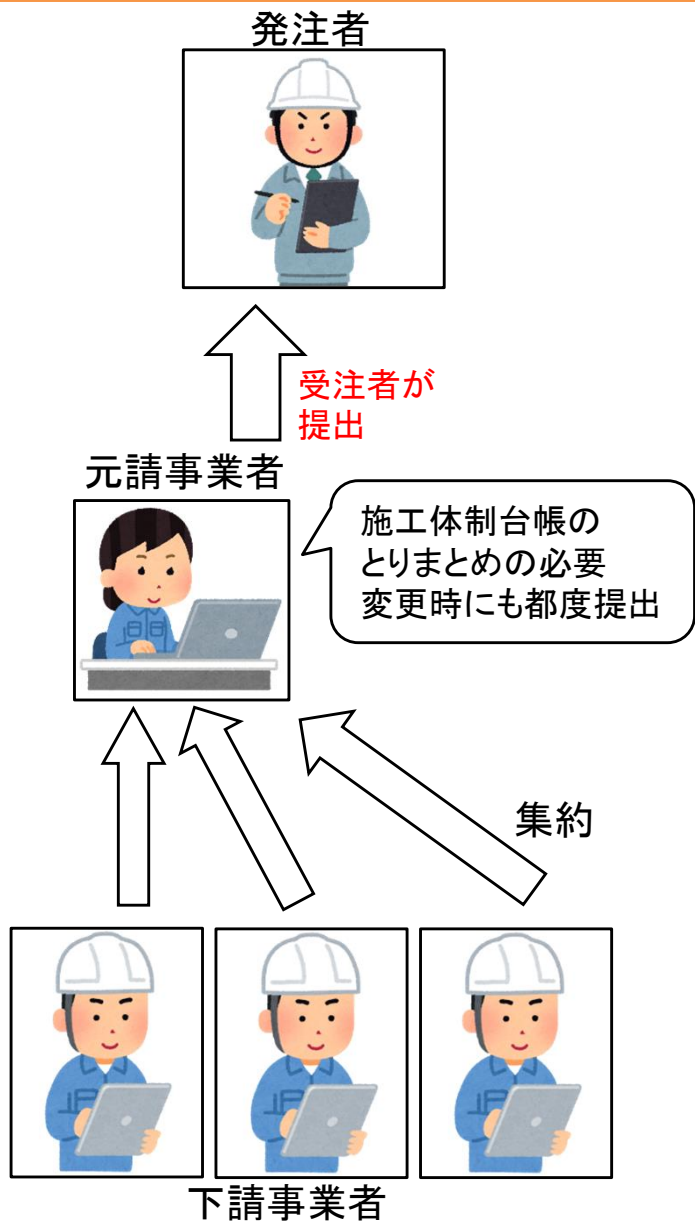
機器名称	GNSS測量機	3Dレーザースキャナ	清掃ロボット*	マシンコントロール・マシンガイダンス機能付ショベル
用途・機能	高精度測量を実施	測量や検査業務必要な3次元データを取得	<ul style="list-style-type: none"> 自律走行で床を清掃 各種センサにより、人や障害物を回避しながら清掃可能 	オペレータをガイダンスでサポート(マシンガイダンス機能)又は半自動操縦(マシンコントロール機能)を具備。
導入メリット	従来の米国GPSのみの電波は、障害物に弱く精度も高くないところ、各国衛星の電波活用により、障害物に強く精度が高い	広範囲にレーザーを照射し、面的に対象物の空間位置情報を計測する。測量の回数が少なく、作業時間が短い	従来、広大な建設現場をブラシや掃除機等で人力で清掃していたところ、清掃作業に係る省力化が可能	設計データと現場状況をリアルタイムで比較し、最適な操作をサポートすることで、掘削精度向上、初心者も効率的に作業可能といったメリット
活用が想定される主な場面	広範囲の測量を行う現場、複雑な地形の山間部	複雑な地形を伴う現場や視界が限られる都市部工事	各種建設工事の前後	広範囲の掘削や複雑な地形で精密な施工が必要な現場
平均価格帯	数百万円程度	500万円~	数百万円程度	2000万円~3000万円

*今回、建設現場で活用可能な清掃ロボットのカテゴリ追加が実現

* 今後も、建設業分野で活用可能な製品について、順次カタログに追加する予定

○ 入契法上、義務とされている公共工事における施工体制台帳の写しの提出について、システム等で直接発注者が施工体制を参照できる場合には、**提出義務を免除**

これまでの施工体制台帳等の扱い



<現行制度>

公共工事においては、規模にかかわらず、受注者が下請契約を締結する場合、

- ① 施工体制台帳の作成
- ② 施工体制台帳の写しの発注者への提出が義務とされている

<制度見直しの背景>

元請企業の技術者は、日中の現場監督業務ののち、夜間に工事書類作成業務を行うため、残業時間が多い傾向

⇒ 元請企業の技術者の負担を軽減し、建設業の働き方改革を推進する必要

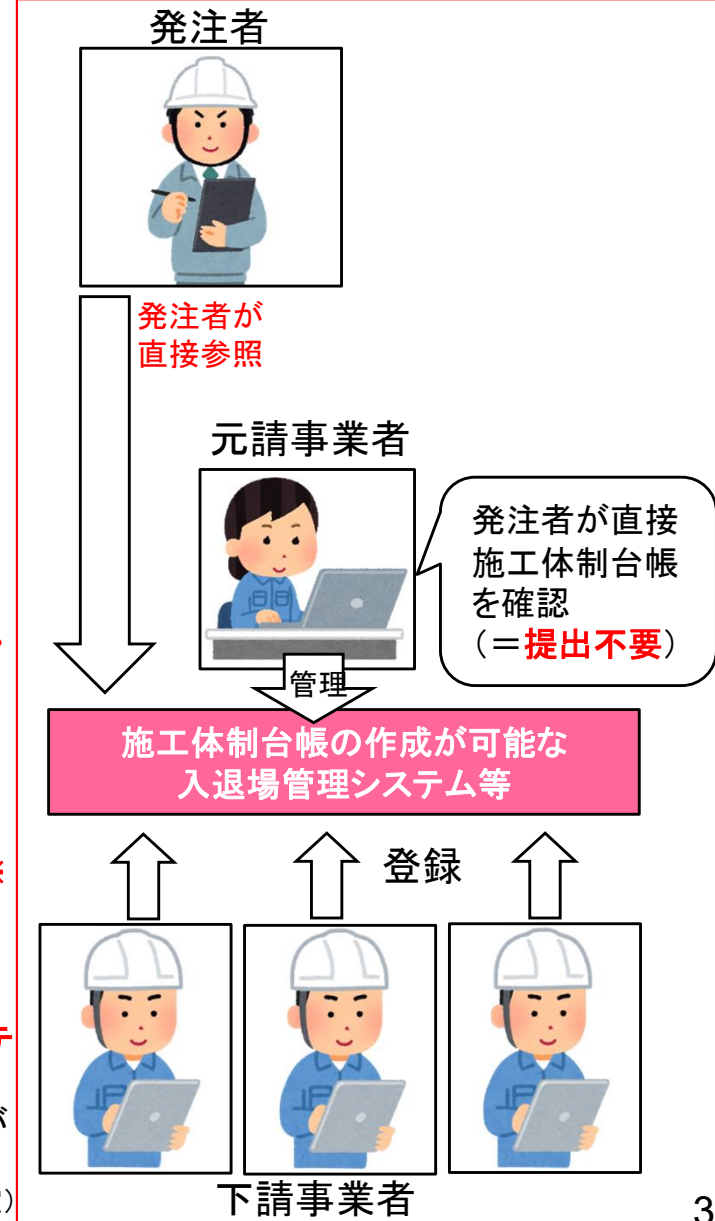
法改正により提出義務を緩和

<見直し後の提出義務について>

- ・提出義務は存置
- ・ただし、システムを活用して発注者が**施工体制を確認することができる措置※**を講じている場合は、**提出不要とする**

※入契法施行規則で以下のとおり規定
建設キャリアアップシステムその他適切なシステムを利用する方法により、発注者が同項に規定する施工体制台帳の記載事項を確認することができるようにする措置
 (その他システムは、今後の改修を踏まえ拡大・通知予定)

改正後



今回の法改正に伴う詳細

3. その他(改正建設業法等関係)

- (1) 改正法の実効性確保 (建設Gメン)p. 41
- (2) 令和6年度の建設Gメンの調査 (概要) p. 42
- (3) 公共工事において何が変わるかp. 43~45

(1)改正法の実効性確保(建設Gメンによる監視体制の強化)

◆ 個々の請負契約における労務費の見積額や価格交渉の実態など、建設業法第40条の4の規定に基づき、建設Gメンが建設工事の請負契約に係る取引実態を実地で調査し、改善指導等を通じて、取引の適正化を推進。

※建設Gメンの体制強化：令和5年度72名 → 令和6年度135名

違反情報の収集

○下請取引等実態調査

建設工事における下請取引の適正化を図るため、毎年調査を実施
令和6年に調査対象業者数を3万業者に大幅拡大し、違反疑義情報を把握

○駆け込みホットライン

各地方整備局等に設置された「建設業法令遵守推進本部」の通報窓口
建設業法違反の通報を受け付け、違反疑義情報を把握する



主な調査項目

○ 請負代金(労務費関係)

- ・ 注文者が受注者の提出した見積額に対して労務費の大幅な減額を求めるなど不適正な見積変更依頼をしていないか
- ・ 注文者が、指値発注や一方的な請負代金の減額をしていないか、請負代金が不当に低くなっていないか
- ・ 注文者及び受注者のそれぞれにおいて、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会)に示された12の行動指針に基づいた取組がとられているか
- ・ 労務費が標準労務費に照らして妥当か など

○ 工期/下請代金

- ・ 資材高騰等により工期又は請負代金に影響が生じるおそれがあるときは、受注者は注文者に対して、契約締結前に必要な情報を通知したか
- ・ 工期設定の際の「工期に関する基準」の考慮状況、設定された工期による時間外労働の状況
- ・ 資材高騰等が発生した場合、受注者は注文者に工期又は請負代金の変更協議を申し出たか。注文者は誠実に協議に応じたか
- ・ 下請代金のうち労務費相当分を現金で支払っているか
- ・ 下請代金の支払に手形を利用している場合、「割引困難な手形」となっていないか ※発注者の手形期間等も調査

不適当な取引行為に対して改善指導等を実施し、取引を適正化

(2)令和6年度の建設Gメンの調査(概要)

◆労務費確保に係る新たなルールの施行を見据え、令和6年度の建設Gメンは、当初見積書と最終見積書における労務費の額とその積算根拠（施工数量・人工数）を調査し、1人工当たりの単価を算出した上で、それぞれ「公共工事設計労務単価」と比較。比較の結果、当初見積書の労務費の額が過小の場合、見積りを行った受注者が法施行後に同様の行為をしたときは、「労務費の基準」を著しく下回る見積りとして問題となる可能性があることから、改善するよう指導。

また、当初見積書と最終見積書とを比べ労務費の減額があった場合には、その原因を注文者・受注者へのヒアリングにより把握。当該減額が注文者の変更依頼によるものであるときは、同様に、法施行後は著しく下回る変更依頼となる可能性があることから、注文者に改善するよう指導。

◆このほか、工期や価格転嫁の状況等も調査し、取引の適正化を推進

労務費のGメン調査のイメージ

※数値等は事実と異なるものであることに留意



当初見積書

労務費の額・積算根拠	
① 労務費の額	140 万円
② 施工数量	20 トン
③ 人工数	40 人工
1人工の単価 =①÷③	3.5 万円
1施工量の歩掛 =③÷②	2 人日
1人工の作業量 =②÷③	0.5 トン

A職種の設計労務単価比
±0%

- ① 当初見積書において、受注者が労務費を「140万円」（1人工の単価3.5万円）と見積もり、注文者に提出
- ② 注文者からの変更（減額）依頼により、最終見積書の労務費を10万円減額
- ③ このケースは、注文者からの減額依頼によるものであることから、減額後の労務費の額が設計労務単価に比して過小であったときは、注文者に改善するよう指導

最終見積書

労務費の額・積算根拠	
① 労務費の額	130 万円
② 施工数量	20 トン
③ 人工数	40 人工
1人工の単価 =①÷③	3.25 万円
1施工量の歩掛 =③÷②	2 人日
1人工の作業量 =②÷③	0.5 トン

A職種の設計労務単価比
▲7%

(3)-1 公共工事において何が変わるか(新規制等の公共工事への適用)

建設業法の改正による新規制等 (全工事対象)

1. 労働者の処遇改善

- 適正な労務費等の確保と行き渡り
 - ・ 著しく低い労務費等による見積書の作成を禁止 (建設業者)
 - ・ 著しく低い労務費となる見積書の変更要求を禁止 (注文者)
 - ・ 違反発注者に勧告・公表

- 原価割れ契約を禁止 (建設業者)
(参考) 注文者は地位を利用した原価割れ契約を禁止 (現行)

2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

- 契約前のルール
 - ・ 資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化
 - ・ 資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に提供するよう義務化

- 契約後のルール
 - ・ 資材高騰が顕在化した場合に、「変更方法」に従って契約変更協議を申し出ることができる (建設業者)
 - ・ 変更の申出に対し誠実に協議に応じる努力義務 (注文者)

3. 働き方改革と生産性向上

- 工期ダンピングによる契約を禁止 (建設業者)
(参考) 注文者も工期ダンピングによる契約を禁止 (現行)

公共工事における適用 (発注者・元請間の契約の場合)

- 入札前で見積書作成や入札時に提出する入札金額内訳書^{*}作成に左の禁止規定を適用 (建設業者) ^{*}記載事項として労務費等を明確化【入契法改正】
- 見積書の金額変更を要求する場合^{*}に左の禁止規定を適用 (発注者)
^{*} 予定価格算定の参考とする見積の徴収、技術提案・価格交渉方式による入札の場合など
- 違反発注者に左の勧告・公表規定を適用

- 左の禁止規定は公共工事にも適用 (建設業者)
(違反建設業者は発注者が許可権者へ通報【入契法改正】)
(参考) 公共発注者にも、左の地位利用による原価割れ契約禁止を適用 (現行)

- 左の規定に従って契約書を作成する義務 (建設業者・発注者)
(注)既に普及している公共約款の中で、請負代金の「変更方法」として受発注者間の協議やスライド条項が規定されている。
- 左の規定を適用し、落札決定後にリスク情報提供を実施 (建設業者)

- 公共工事でも左の規定に従い、契約変更協議の申出が可能 (建設業者)
- 変更の申出に対し、公共発注者は、誠実に協議に応じる義務【入契法改正】
(注)既に普及している公共約款の中で、工期・代金の変更は、受発注者間で協議して定める規定となっている。

- 左の禁止規定は公共工事にも適用^{*} (建設業者)
(違反建設業者は発注者が許可権者へ通報【入契法改正】)
^{*} 入札手続で工期短縮を技術提案する場合や工期変更協議の場合など
(参考) 公共発注者にも、左の注文者による工期ダンピング禁止を適用 (現行)

★ 上記の各禁止規定に抵触する契約は、当事者間では有効だが、建設業法上は違法として勧告・処分の対象になりうる。

(3)-2 公共工事において何が変わるか (新規制等の公共工事への適用)

公共工事における適用 (発注者・元請間の契約の場合)

これまでの対応・今後のスケジュール

【1年6ヶ月以内施行】

- 公共工事の見積書・入札金額内訳書 (※) における著しく低い労務費等の禁止
※見積書・入札金額内訳書における記載事項となる「労務費等」は、国土交通省令で規定
- 公共工事における著しく低い労務費等となる見積変更依頼の禁止

【1年6ヶ月以内施行】

- 公共工事における受注者による原価割れ契約の禁止

【6ヶ月以内施行】

- 公共工事の落札決定後の落札者によるリスク情報の提供

【6ヶ月以内施行】

- 公共工事における契約変更協議 (※) への誠実応諾義務
※受注者が協議を申し出ることができる事象は国土交通省令で規定

【1年6ヶ月以内施行】

- 公共工事における受注者による工期ダンピングの禁止

<令和6年度【対応済み】>

6ヶ月以内施行部分への対応 (12月13日施行)

- ・ 入札時のリスク情報の提供の運用について、民間工事でのガイドライン整備と併せて整理
- ・ 契約変更協議を申出可能な事象について、次のとおり国土交通省令において規定
 - ① 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
 - ② 労務の供給の不足又は価格の高騰

(公共工事の請負契約に基づき受注者が当該請負契約の内容の変更について協議を申し出ることができる事由に該当するものに限る。)

- ・ 上記に係る入札契約適正化指針の改定

<令和7年度>

秋～冬頃 (1年6ヶ月以内施行部分への対応)

- ・ 入札内訳書等に記載する「労務費等」について、国土交通省令において規定
- ・ 発注者の内訳書確認や見積変更依頼の留意点について、民間工事でのガイドライン整備と併せて整理
- ・ 受注者による原価割れ契約・工期ダンピングの禁止について、民間工事でのガイドライン整備と併せて整理
- ・ 上記に係る入札契約適正化指針の改定

(3)-3 公共工事において何が変わるか (令和6年12月施行部分)

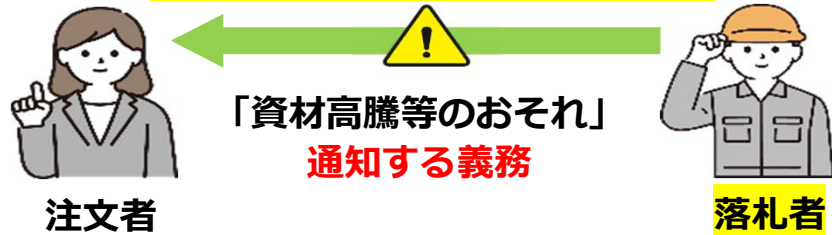
建設業法・入契法改正の令和6年12月施行部分の公共工事における対応

- ① 価格転嫁・工期変更協議円滑化のルール → **公共約款・契約に基づき適切に対応** 【詳細下掲】
- ② 現場技術者専任の合理化 → 公共工事においても**同様に合理化**
- ③ ICT活用による現場管理の推進 → 公共工事においては**全建設業者への努力義務等**
- ④ 公共工事における**施工体制台帳の写しの提出義務の合理化**

公共工事における価格転嫁・工期変更協議円滑化のルールに係る運用

【契約前】

入札により落札者が決定した後

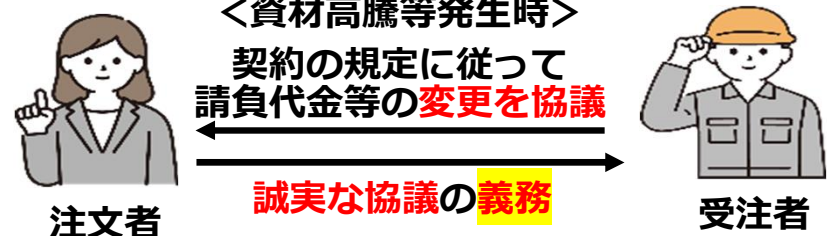


公共約款に沿った契約を締結

- 第22条：工期の延長請求
- 第24条：工期の変更方法
- 第25条：請負代金の変更方法
- 第26条：請負代金の変更 (スライド条項)

【契約後】

＜資材高騰等発生時＞
契約の規定に従って
請負代金等の**変更を協議**

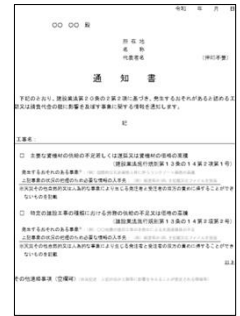


※これらの取扱いの詳細については、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」を参照

：公共工事における独自の運用部分

おそれ情報の通知(落札者)

- 民間工事と同様に公共工事においても、**落札者は「おそれ情報」を通知する義務**
※通知の内容及び方法については、民間工事と同様
ただし公共工事においては右図のようなひな形を発注者ごとに活用
- 公共工事においては、**落札者決定後から契約締結までに通知**
(随意契約においては、契約予定者決定後から契約締結まで)
- 留意点：「おそれ情報」は**参考情報として取り扱うもの**
(=入札自体や変更契約額の算定等に影響を与えるものではない)



通知書ひな形 (イメージ)

誠実協議 (発注者)

- 受注者は、「おそれ情報」に係る事象が発生した場合に変更協議を申出可能
また、「おそれ情報」を通知していなくても**入契法の規定及び契約により、以下の事象が発生した場合に、変更協議を申出可能**
 - ① 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
 - ② 労務の供給の不足又は価格の高騰
- これら**申出及び変更協議については、公共約款に沿った契約に基づき実施**
⇒申出を受けた**発注者は、誠実に協議に応ずる義務**
※予算の不足や過去の変更契約実績がないことを理由に協議に応じないことは、当該義務に違反するおそれがあるため行わない (入契法適正化指針 第2 5 (4))